

## 平和なき近世(下)

——ヨーロッパの恒常的戦争状態に関する試論

ヨハネス・ブルクハルト 著  
鈴木直志 訳

- I 平等の欠如・形成途上の諸国家体系における対等な秩序をめぐる紛争
  - a 普遍的な諸権力の競合と縮小
  - b 地方等族による下からの国家形成の承認をめぐる闘争
  - c 二元的な帝国体制がもたらす平和の攪乱(以上本誌第八卷第二号)
- II 制度化の未成熟・不完全な国家が持つ安定性の欠如
  - a 君主制ないし王朝の頂点が抱える不安定性
  - b 軍事面での不安定化要因
- III 自立性の不足・戦争という随伴現象を伴いながら国家形成を支えた諸力
  - a 宗派による支え
  - b 経済による支え

c 記憶による支え

IV 結論と展望…恒常的戦争状態の時代理論から動的な平和理論へ (以上本号)

## II 制度化の未成熟…不完全な国家が持つ安定性の欠如

近世国家はその構造において、一九、二〇世紀の近代国家<sup>アシムルトシュエイト</sup>、すなわち恒常的で完全に整った国家ではまだなかった。近世に行政体系が形成されるのを発見して喜ぶあまり、その制度的な未成熟さや組織としての弱点を見過ごすことがあつてはならない。この事実を確認すれば、諸国が戦争の道を歩んだのは国家が強力になり始めたからではなく、国家がまだ不完全だったからこそ諸国家体系が不安定になったということが明らかとなるだろう。こうした制度的な欠陥や安定性の不足とは要するに、平和との関連でとりわけ重要な次の二点、つまり国家の頂点をなす統治者の地位そのものと軍隊のことである。

### a 君主制ないし王朝の頂点が抱える不安定性

第一の問題はひとえに、生成しつつある近世国家のほとんどが王侯によって統治されていた、ということに他ならないが、もとより国家形成の発展史という視点から見れば、この点はまさしく積極的で建設的な側面を持っていた。なぜなら王朝は、さまざまな支配集団をより大きな統一体へとはじめてまとめあげ、支配的になりつつあった長子相続の原理を通じて、これを領域国家として維持したからである。<sup>(10)</sup> 国民が国家形成の主体として、中心的な役割をまだ演じなかった時期において、不均質な諸地域を束ねるほほ唯一の結び目になったのは、共通の君主であった。周知のごとく「オーストリア」や「プロイセン」では、これらの不均質な諸地域からひとつの国家が生まれたわけだが、よ

く考えてみれば、スペインやフランス、イギリスにおいても事情はもともと同じである。近年の研究がもたらした重要なテーゼにしたがえば、一六六七年のデンマーク国王法や、一七二三年のオーストリアの国事詔書プロクマティシエ・サンクオンのような、特定の領国や地域をまたいだ王位継承規定の明文化は、近世的な国家構造の基盤のひとつになった。すなわちそれは、国内に向けては絶対主義と呼ばれる君主制的な統治体制を定めたのであり、国外に向けては諸国家体系の中にある自国の存立を保証したものであった。<sup>(18)</sup> 支配者の地位が絶対主義的に強化されれば、国家の能力はいっそう高まると考えることもできよう。しかし、国家全体の君主制的王朝的な正当化には、代償もまた伴ったのである。

まず第一に、このようななかたちでの正当化によって、国家は支配者の人物や人柄に左右されることになった。しかもその制度的な安定性たるや、まことに乏しいものであった。実際、この時代の政治学説や統治理論に関する最新の基礎研究によれば、君主教育や彼への助言、また君主の行動規範への言及において「支配に関わる人的組織や諮問機関を装置もしくはシステムとみなす」方向性が見受けられるにしても、「政治学はまだそのように認識する状態になかった」<sup>(19)</sup>。戦争と平和を定める条約が、おしなべて君主個人間の相互の取り決めであり続け、制度化された行為主体たる国家間のそれにならなかったのは、このような事情に対応したものである。<sup>(20)</sup> 政治の現実において、人的要素へのこうした依存は、国家が支配者の個人的な心理に左右されるという重大な危険にさらされることをも意味した——すなわち、フリードリヒ大王なくして彼の戦争なし、なのである。また、こうした場合だけでなく、功名心から復讐心に至る君主のきわめて個人的な欲求も戦争を誘発したのであり、その時には大臣たちが専門人としてその戦争を演出した。さらに考慮すべきは、国家の元首たちが旧ヨーロッパの貴族層から供給されたため、国家が戦士身分の伝統をも背負ったことである。<sup>(21)</sup> 後継者がまったくなくなくなったり、後継候補者が何人も現れる事態に比べれば、不適合な人物でも一人の君主をいただく方がはるかにましであった。というのも、継承問題でごくわずかでも不確定なことが生

ずれば、君主という人物に全面的に依存した国家は、決まってたちどころに存亡の危機に陥ったからである。ヨハネス・クーニツシュはこの点に関して、興味深い議論を喚起している<sup>(10)</sup>。

継承問題は、近世国家の抱えるもつとも致命的な弱点のひとつであり、平和を不安定にした要因であった。個人の思惑を越えた継承規定である世襲原理は、安定効果を持つと考えられ、好んで採用されたが、他方で、国家が制度として恒常化するにあたり、それがマイナスにも作用したことは明らかである。王朝の支配権や継承権をもとにして正當化された国家は、むしろ、予期せぬ継承や相続財産の分割、さらには統治家門間の継承争いに苛まれたのである。例えば、ヴェッティン家、ヴィッテルスバハ家、ヴァーサ家といった家門では戦争にまで発展した。またヨーロッパの名門貴族間によく見られた幾重もの婚姻関係からして、女子による継承の不明確さや、様々な家門間でなされた意識的な婚姻政策もまた、国家にとって負荷となった。「名門の有力者たち」の未解決な継承問題を集めた当時の専門文献が存在するが、その著者の見解によれば、これらの継承問題は法的には決められず、次の二つの方法によってのみ解決できるといふ。その方法とは、和解による解決か「剣で決着をつける」かのいずれかであった<sup>(11)</sup>。長子相続の規定、婚姻の約款、家憲そして遺言は、こうした弊害を取り除くものとして期待されたが、それらは何が法的に「自然な」状況なのかをかねて複雑にし、新たな紛争を生み出したのであった。継承問題は、こうして近世のほとんどすべて戦争の火種となったのである。三十年戦争はふつう継承戦争の観点からは言及されないが、これに先行したユーリヒ・クレーフエの継承争い、ハプスブルク家の兄弟不和、ベーメンの王位継承問題、北欧の王位をめぐる争い、マントヴァ継承戦争、さらにヴィッテルスバハ家による「選帝侯位継承戦争」を合わせ考えれば、すでにこの戦争は「継承戦争の学校」でもあった<sup>(12)</sup>。その後も継承戦争は後を絶たなかったが、中でもプファルツ継承戦争、スペイン継承戦争、オーストリア継承戦争は、戦いの対価の大きさとそれに見合った戦闘的エネルギーの点において、傑出した戦争

である。クーニツシユは、継承戦争を、およそアンシャン・レジーム期の戦争タイプのうちでもっとも頻発し、特徴的なものだと考えている。<sup>(13)</sup> シュレージエン併合の際のフリードリヒ大王に見られるように、継承権はしばしば、たんなるきつかけや口実にすぎなかつたかもしれないが、しかし他方で、スペイン継承戦争の時のように、相続が実際に行われ、それがはじめて諸勢力の行動を誘発するといった事態もしばしば生じたのである。

王朝の原理がもたらした今ひとつの不安定要素は、制度化の論理とは裏腹に権力の集積を促し、軍事的衝突を招いた同君連合である。イングランド王が同時にハノーファー選帝侯であり、ポーランド王がザクセン選帝侯である時、さらにはプロイセン王がブランデンブルク選帝侯国に居住する時、その場合の「諸国家体系」とは一体どのようなものなのだろうか。<sup>(14)</sup> 興味深いことに、続く一九世紀には同君連合ができる限り解消され、独英関係に読み取れるように、王家の血縁関係よりも制度の論理と国家による政治が優先されるようになった。<sup>(15)</sup> こうして、まだ制度的に未熟な国家においては、王家の血縁関係が、システムの機能を妨げながら国家間の関係に幾重にも重なり、戦争の原因を与え続けたのである。あるいは、カントとともにこう言うこともできよう。彼は平和論の中で、王家の私的領域と国家の公的領域とが未分離状態にあり、それが戦争を引き起こす原因であることを、辛辣な嘲りをこめてこう驚いている。致命的な過ちは「国家もまた互いに結婚できる」という考えなのだ、と。<sup>(16)</sup>

## b 軍事面での不安定化要因

近世諸国の平和維持能力にとって、もうひとつの制度的弱点となったのが軍隊であった。軍隊なくして戦争はできない。それゆえ、戦争の手段は実のところ戦争の原因でもあると安易に思いこみがちである。啓蒙期でもすでに、ふたたびカントの言葉を借りれば、平時にも維持される絶対主義の「常備軍」が「攻撃戦争の原因」のひとつだとされ

たし、高度に装備された国家の軍隊それ自体は、今日に至ってもなお歴史と現在を脅かす存在である<sup>(13)</sup>。実際、近世においては、兵器の発展だけでなく兵力の規模においても、軍隊の大幅な拡充を見て取ることができる。動員兵力は、従来の上限が約三万人であったのに対して、カール五世の時代にはすでに一〇万人の壁を突破していた。三十年戦争終結時の神聖ローマ帝国には、敵味方合わせておよそ一五万人の将兵が存在し、ルイ一四世時代の戦争の最盛期になると、フランス軍だけでこの数字を凌駕している<sup>(14)</sup>。しかしよく吟味してみると、近世における軍備と動員数の増強は、絶え間ない紛争を引き起こした原因というよりも、むしろそれらの紛争に対する反応として生じた現象であった。また歴史においては、高度に武装した諸国が比較的平和裡に対峙した時代も存在する。軍隊の規模と威力がひたすら増大を遂げたことは確かだが、そのこと自体が戦争を促す要因だったわけではなかった。そうではなく、当時の軍事組織に特有の未成熟状態が、平和を乱す作用をしたのであった。平和維持の観点から見れば、増大し続ける軍事力の近世国家による制度的な取り込みが、まだ不十分だったのである。

安全保障の問題を納得できる水準で解決するために、国家が利用できる手段は、すでにかなり多岐にわたっていた。敵襲から直接身を守るための伝統的な組織としては、従来、召集軍と従軍義務、ならびに都市の市民軍があつたが、これらの伝統から、郷土防衛軍や民兵軍<sup>ランデスフレンケン</sup>として知られる防衛組織が発達した<sup>(15)</sup>。この専守防衛の軍隊は、多くの場合等族によつてともに担われており、領邦の政治体制に組み入れられていた。施行のかたちは多様で、半ば職業的に軍務に就く場合もあれば、くじで入隊を決める場合もあり、さらに構造という点でいえば永続的な軍事組織であつた郷土防衛軍は、次第に本来の目的とは異なるところに投入されるようになった。三十年戦争で消滅もしくは大幅に弱体化させられたこの軍隊は、その後、帝国軍や都市軍、領邦軍との混合兵制の中で、個々の要素をかううじて存続させた<sup>(16)</sup>。その他には、城壁と市民軍によつて防衛を整えた諸都市があつたが、軍事的に言及に値するのはむしろ要塞都市の方

であり、ここでは、宿営する軍隊が市民による武器援助を必要とせず、また敵と味方のどちらが駐屯しようともさしたる違いは見られなかった。<sup>(12)</sup> だがしかし、近世ヨーロッパを特徴づけた軍隊のタイプはこれらとは異なるもの、すなわち職業的傭兵軍であった。傭兵制の時代は二つに大別され、「ランツクネヒト〔傭兵軍〕」と呼ばれる形態が近世の前半に、また「常備軍」というかたちが近世後半に支配的であった。<sup>(13)</sup>

同時代にはクリークスクネヒト *Kriegsknecht* とも、あるいは単にクリークスフォルク *Kriegsvolk* とも呼ばれたランツクネヒトは、三十年戦争までの、そもそも半国家的なものにすぎなかった戦争に見合った軍事力である。傭兵隊長が戦争請負会社社長として君主と契約を結び、支社長たる連隊長の助けを借りて傭兵をかき集め、いわばビジネスとして、職業兵士からなる軍隊の資金をあらかじめ融通した。<sup>(14)</sup> 戦時にのみ必要とされた、この経費節約型の賃貸部隊は、まだ財政力の脆弱な国家にことのほか歓迎されたが、他方で、国家はこの軍事力をほとんどコントロールできないという代償もあった。実際、コンドットイエーリ（一四、五世紀のイタリアで活動した傭兵隊長の総称）からヴァレンシュタインに至るまで、会社の最高指揮権を持つ社長たちは政治的に独立する傾向を示し、これがさらに新たな紛争の火種となっている。<sup>(15)</sup> 加えて、戦争が長引くほど、徴募された傭兵の季節労働の場が保たれたので、この軍制は厭戦気分を助長することがなかった。<sup>(16)</sup> 講和条約が結ばれば、戦争の「隙間」と彼ら自身が呼ぶ失業期間に入ってしまうのであり、傭兵が自分たちの職業上の利害から講和条約の締結を阻んだ、という事例も明らかに存在するのである。一五〇〇年のグローニンゲン市の攻囲戦では、就労の場を奪われまいと、敵味方の双方が共謀して談合すらしていた。曰く「もし大公が都市を征服しなければ、どちらの陣営でも兵士を必要とするだろうよ」<sup>(17)</sup>。失業した傭兵は、新しい雇用主を求めてしばしば徒党を組み、大集団となって徘徊したが、実際にこれは、一六世紀の新たな暴力問題となった。<sup>(18)</sup> 俸給が雇用主の自己資金から調達されず、軍税や現地徴発、あるいは敵地での掠奪品だけがランツクネヒトの生計の

基礎になった場合には、正規の戦争もまた長引いた。有名な格言によれば、自分で自分を養うとされる戦争は、いわばひたすらむさぼり食い続けたのであり、それが際限なく続くこともしばしばだったのである。三十年戦争の末期ともなると、集めた軍隊を再び解散させるには、相当な労力を費やさねばならなかった。スウェーデンの将校は職業上の利害を考慮して、一六三五年にすでに、自分たちの同意なしに講和条約の締結ができないようにしていた。数年にわたる講和交渉のあいだも停戦することはなく、軍隊への補償 *satisfactio militum* が交渉の主要問題そのものになった。それどころか、条約の締結後もなお二年間は軍隊との事後交渉が行われたのであり、「兵士たちの満足」が得られ、およそ二〇〇に及ぶ軍事的要衝を彼らが明け渡すまでには、俸給の後払いと償還のための費用として五〇〇万グルデンもの金銭の調達が必要とされたのである。完全に国家へ統合されることのなかった臨機の軍隊は、戦争を促し長引かせる独自のダイナミズムを、易々と発達させたのであった。

傭兵制のもう一つの基本形態である常備軍は、理念型的には絶対主義国家に対応する新しい軍制であるが、これは非常にプラスの側面を持っている。平時においても傭兵軍を国家に取り込むことにより、戦争は就労の機会ではなくなったし、さらに紀律を植え付け、兵舎に住まわせ、規則的な軍事行政を施すことで、社会秩序の上でも軍隊を沈黙化することができたからである。「常備軍」の喧伝者たちは実際この意味で、常備軍の設置が上策であると諸侯に説いた。<sup>(14)</sup>しかしながら、傭兵軍の国家化は長きにわたって甚だ不十分であり、軍隊の制度的取り込みに関しては、やはりいくつかの欠陥があった。まず第一に、常備軍は社会を平穩にする制度ではなく、実際のところは、恒常的な戦争に順応した結果生まれた「常留軍 *stehengehiebene Heer*」<sup>(15)</sup>なのであり——戦争がひっきりなしに続く中、もはや軍隊を完全に解散するわけにはいかなかった——、したがってそれは多くの点で古いタイプの軍隊のままであった。ヴァレンシュタインやワイマール公ベルンハルトが有していた軍隊は、社長たる彼ら傭兵隊長たちの死後にそのまま没収



され、皇帝ないしはフランス王権の下に置かれた。それにより軍隊は、人的な連続性もさることながら、構造的な連続性を維持したのである。傭兵隊長に代わって今や君主が軍隊の所有者になったが、実のところそれは国家化などではなく、軍隊を「君主が私物化した」のであった。その後も、王国の将校たちと君主個人との結びつきは、国やその諸制度との結びつきよりもはるかに強いまま維持され、かくして軍事組織は、ほぼ至るところで国家の中の異分子になった<sup>(14)</sup>。軍隊の維持が行財政の発展をもたらし、国家形成に対してさまざまな功績をあげたことについてはよく強調されるが、その一方で、こうした軍隊行政を正規の国家行政へと統合するのは甚だ困難、かつ長い時間を要し、十分であったこと、いやそれどころか、軍隊行政が国家の機構にほとんど拘束されない特殊な地位をしばしば保ち続けたこともまた、やはり考慮せねばならないだろう<sup>(15)</sup>。募兵システム全体と軍隊の半分は、私経済的に組織されたままであり、プロイセン軍の「中隊経営」の中にすらそれを認めることができる<sup>(16)</sup>。最近の研究によれば、常備軍を擁する絶対主義の典型とされるルイ一四世の国家においても、巨大な常備軍隊組織にかかる経費を正規の行政手段で調達できる状況になかった——国王の軍隊もまた三十年戦争の時と同様に、他国の占領と、恐怖政治や人質にいたるまでの仮借なき収奪に頼って、はじめて維持費を調達できたわけである<sup>(17)</sup>。七年戦争においてもなお、軍隊の大部分は占領地からの現地徴発や軍税、強制借上げ、ならびにその他の貢納物で維持されていた。プロイセン軍によるザクセンの収奪はよく知られているが、それだけにとどまらず、他方でフランスとオーストリアも、占領したプロイセン西部諸州で同じような収奪をしていた<sup>(18)</sup>。要するに、以前の傭兵軍と比べれば、たしかに国家が常備軍へ及ぼした影響力は明らかに増大したのだが、それでもまだ常備軍は、平和をもたらずであろうほどの制度的成熟に達していなかったのである。

とところで、今日、ある種の新しい軍事史を至当にも標榜する研究が、「軍隊と社会」をキーワードにして新たな戦争像——むしろ平時における軍隊像と言った方がよいかもしれない——を切り開こうとしている<sup>(19)</sup>。この「軍隊と社会」

を合い言葉に、兵士の生活諸条件、社会の中での彼らの位置、規範、社会における受容が解明されつつある。軍隊という新たな大集団が社会全体にどの程度統合されたのかと問えば、多くの答えは否定的で、未成熟な近世国家の不完全性という見解に裏付けを与えてくれる。というのも、兵士の補充や兵務の動機づけを体系化する点において、ならびに軍隊を専門化しその効力を高める体制を作り上げる点において、国家は当初から十分な能力を持っていなかったのであって、社会との関連で現れた軍隊の欠陥のうちでもっとも重要なものは、まさしくこの点に由来したからである。例えば、君主は軍隊の雇用主として兵士を生み出したが、他方で解雇した兵士や廢兵に対し領邦君主として断固たる措置を講じる時には、自己の役割を矛盾させることになった。<sup>(18)</sup>常備軍の兵員補充は強制徴募だけが頼りであった——「悪辣な」募兵や自国臣民の兵役義務を通して動員の伝統を利用したが、しかしいったん召集してしまえばその兵士を傭兵と同様に扱った。徴募に組み込まれた強制の体系を総じて紀律化としてとらえるなら、社会全体に進行した紀律化に比べてそれはおよそ表面的なものとどまったのであり、それと裏表の関係にあったのが、兵務の動機の欠如であり、一八世紀に大量に生じた脱走である。<sup>(19)</sup>また、効力ある職業軍隊といったイメージは、プロイセンという特殊な形態から一面的に導き出されたに過ぎず、そもそもそのイメージは、プロイセン軍にすら適切でないことが判明している。<sup>(20)</sup>ましてや、常備軍の模範国と目されるフランスでは、あまりに大きな将校団が存在し、その中では業績原理の代わりに官職売買が、軍事的規範の代わりに貴族の規範が貫かれていた。<sup>(21)</sup>一見するとこのような非効率性は、戦争をむしろ制限する要素と見なされるかもしれない。しかしながら例えば、あれこれの構造的欠陥の結果、一八世紀の有名な平和攪乱者〔フリードリヒ二世〕に対する一種の警察活動が、相当数の大陸諸国を巻き込んで七年もの年月を費やしてようやく終結したということ、<sup>(22)</sup>また一八世紀末の戦争理論に顕著な武力削減への傾向が、軍隊の職業的専門化が現実には不十分だったため、ひどく実現困難であったこと、<sup>(23)</sup>さらに、動機の欠如と強制の体系はたしかに脱

走を招いたが、他方でそれに構うことなく大多数の残存兵力で戦争を遂行できたこと、これらの諸点についても考慮しなくてはならないのである。一九世紀や二〇世紀の愛国主義的イデオロギーは動機づけという点で多大な貢献をした。たとえそうだとしても、やはりそれはつねに、防衛戦争であるかのように状況を限定する演出をはじめてわき上がったのであって、これに対して動機のない強制の体系はそのような演出をする必要がまったくなく、どこでも好きな紛争に傭兵を送り込むことができたのであった。

とりわけ問題なのは、ランツクネヒトであれ常備軍であれ、新旧傭兵軍のいずれにあっても、また志願兵と召集兵との混合兵制にあっても、民兵においてことさら重視され、郷土防衛軍という言葉の中にはつきりと表現されているものが欠如したことであった。それはすなわち、専守防衛の姿勢であり、軍事力の行使を自国内だけに限定することである。この国制上の古い原則は、等族によって維持され、後には帝国軍の編成時にわずかながらも一定の役割の果たしたが、少なくとも公式上は、一九、二〇世紀の祖国防衛者や兵役義務者が現れるまでこの原則は再発見されない。常備軍と傭兵隊の雇用主である君主——彼らの中には問題のある人物も少なからずいた——は、何らかの制度的な抑制措置はおろか、しかるべき規範の体系すらないままに、いつ、いかなる目的のためにでも軍を動員できた。それどころか、援助金と引き替えに他人の戦争へ部隊を派遣することもできたのであった。こうして、未だ十分に国家化されなかつた戦争の手段は、同じように十分国家化されなかつた支配者によって自在に操られることとなり、それが戦争を促した——近世国家の二重の制度的未熟は、恒常的戦争状態の重要な誘因なのである。

### Ⅲ 自立性の不足…戦争という随伴現象を伴いながら国家形成を支えた諸力

制度の面でお未成熟であつた近世国家は、まだ誰もが認める自立的な政治的権力ではなかつた。そうなるために

は——自己の正当性を主張し、行政を執りおこない、物質的な存立を確実にするためには、近世国家は外部にある支えを必要とした。つまり、国家の制度化過程は、宗教、経済、文化といった外からのおもな力に支えを求めたのである。これらすべての要素は、国内における国家権力の形成に有用だったものの、戦争を促す作用をも持っていた。というのも、支えとなるこれらの諸要素と国家とは未分離で、国家の活動がそれらに制限を受けたからであり、さらに諸要素がことに近世にあつては特別な攻撃性を帯びていて、それらに立脚する国家の中枢機関へとこの攻撃性が浸透したからである。

#### a 宗派による支え

近世における宗教と戦争との関係は、まずトルコ戦争の中に見いだすことができる。<sup>(15)</sup>トルコ戦争を非キリスト教徒に対する十字軍、聖戦という系譜から説明する伝統は、「キリスト教徒の宿敵」との絶え間ない争いにイデオロギー的な動機を与え、<sup>(16)</sup>一八世紀にいたるまでさかんに叫ばれた。こうした敵のイメージ、さらに宗教によつて過度に高められた統合イデオロギーは、第二次ヴィーン包囲までのあいだヨーロッパの一体感を維持させ、わけても、トルコの直接の脅威にされされ、防衛を担う対抗勢力だった帝国とオーストリアを、前者は体制の改造へ、後者については国家の形成へと促したのであつた。<sup>(17)</sup>宗教上の解釈の伝統をこのように用いることで、皇帝、帝国ならびに他の王侯たちはオスマン帝国の対外拡張から共同防衛をしやすいくなり、戦闘行為は激しさを増した。それにひきかえ、トルコ戦争では戦争の回数はさして増えていない。これとは明らかに異なる局面を示しているのが、宗派形成の場合である。

近世に固有の宗教問題は、宗派のそれであつた。<sup>(18)</sup>ルター派、カトリック、カルヴァン派といった主要諸派が並行して形成されたことは、この時代の中核となる歴史的事実である。<sup>(19)</sup>宗派の形成は、あらゆる面で自他の境界を定め、教

義上の不寛容を貫くことで成り立っていた。各宗派は、聖書の文言や古くからの教会制度を理由にして、同じキリスト教でありながら、正しい理解は我のみにありと真理を主張してゆずらなかつた。こうした状況では、そもそも互いに共存できる余地がない。

近世国家は、その構築段階においてはまさしく宗派国家として出発した。歴史家による近年の宗派形成研究が明らかにしたように、近世国家は自らの発展のために宗派の力を利用したのである。特に、教義の墨守と連動した支配の正当化、教会支配における権限の拡大、臣民の均質化と紀律化がそうであつた。自他の境界を定めつつ、国家としてのアイデンティティを高めようとした動きも、これに加えることができる。——カトリックのスペインやバイエルン——しばし逡巡した後——フランスといつた国々、あるいは一八世紀になつてもなおプロテスタントの立場を顕示したイギリスやプロイセンで、そのような動きが認められる。

こうした状況に問題があつた。宗派に支えられた近世諸国は、国家目的のために宗教を利用したものの、それとともに近世の宗派形成に内在する不寛容をも背負い込んだのであつた。宗派政策を進める上でこの不寛容は欠かせなかつたにしても、神学上の論争や宗教的な熱狂は一人歩きを始め、政治的發展にとつてはゆゆしき問題になつたのであつた。ここから生じた主要問題こそが宗教戦争であり、別の言い方をすれば、宗派のちがひによつて争いが促された戦争であつた。福音派の帝国等族による同盟と皇帝とのあいだで戦われたシユマルカルデン戦争、スイスの諸邦で争われたカッペル戦争とフィルメルゲン戦争、宗派の異なる貴族の党派がフランス王位をめぐる争つたユグノー戦争、スペインとイギリスの海戦、オランダの改革派がカトリックの母国と戦つた八十年戦争、そして最後に、二つの教会をめぐる対立がきっかけとなり、激しさを増していった一六一八年のペーメンの反乱。代表的なものだけをあげても、これだけの宗教戦争が生じたのである。三十年戦争では、どちらの宗派も同盟を結成し陣営をなし

たが、それらは挿話程度の重要性しかなかった。このことだけからしても、この戦争は、全体としては宗教戦争というより国家形成の戦争として説明する方が適切なのであるが、ただし、宗派の不一致によりしばしば対立がイデオロギー的に先鋭化したのは確かである。<sup>(18)</sup>特にその始まりは、各宗派の現実の利害紛争よりも、大規模に行われた宗教改革百年祭によって煽られたのであった。一六一七年一〇月末日には、君主国家の宗派的アイデンティティを具現化する祝祭として、宗教改革百年祭が大がかりに挙行され、<sup>(19)</sup>これは対抗宗教改革の報道によって激しく非難された。——ウルムの年代記作者は三十年戦争の始まりをまさしくここに見ているほどである。<sup>(20)</sup>また、一六二九年の時点ですでに終わりにかけていた戦争にグスタフ・アドルフが介入し、再度戦争に陥った一六三〇年という年は、アウクスブルクの信仰告白からちょうど百年目を祝う記念祭が行われた年であり、ルター時代以来最大のひとつともいえるパンフレット攻勢がなされて、宗派的論拠から戦争を正当化しようと試みられたのであった。<sup>(21)</sup>さらに、異教徒に対する戦いを神の名における聖戦と見なす思想がこれに加わった。かつて、スペインと西欧プロテスタント諸国とで争われた戦争の時と同じように、聖戦の観念は異宗派に対する戦いにも転用され、それは皇帝といえども変わるところがなかった。<sup>(22)</sup>十字軍から終末論にいたるまで、宗派がらみで発せられる言葉の中では絶えず戦争について言及がなされ、それが際限なく繰り返されたとしても、なんら不思議ではない。宗派は、自らとは無縁の紛争に際してもイデオロギーを増幅させる作用をした。この働きは、状況によっては国家の将来にとってもきわめて好都合のものであった。しかし、激烈なエネルギーを伴う宗教はしばしば一人歩きをし、政治機能を妨げた。内政上はさしあたって資するところの多かった宗教であるが、諸国による、それ自体として発展可能な平和維持能力にとっては、さらなる問題となつたのである。

敵対する両陣営が同じ宗派だった場合、国際関係においても宗派の原理は、対立を促すような作用をしたのだから。分裂してゆくヨーロッパの国際世界にあつて、宗派は諸勢力をまとめあげ、建設的に作用することはなかった

のだろうか。ハインツ・シリリンクは、国際システムの形成に果たした宗派的統一化の役割を高く評価し、特に一五七〇、八〇年から一六二〇、三〇年までの期間に関しては、宗派が建設的な作用をしたと述べている。カルヴァン派Ⅱプロテスタントは、教会会議や亡命者のネットワーク、そして相互の情報交換を基盤とした国際主義を形成し、その一方で、修道会とローマ教皇使節を足がかりとした、対抗宗教改革のインターナショナルイズムが生まれた。両者はいずれの場合も、この時期に国際システムの性格を帯びたのであった。シリリンクはここに——システムを構成する個々の政治権力はまだ国家の体裁をなしていないし、ふたつの宗派のそれぞれで実現されていたとはいえ——近代的な諸国家体系に至る、ひとつの発展段階を見て取っている。いわば、あとは世俗化を残すのみの段階とみなしたのである。<sup>(10)</sup>

すでに宿敵と呼べるほど硬直化していたハプスブルク対フランスの敵対関係において、宗派的連帯はその克服に際して有益な役割を果たした。スペイン継承戦争の終結時にも、七年戦争前の外交革命の時にも、それは見て取ることができる。こうした事実は基本的に——対外政策の領域で、宗派的論拠がずっと後まで重要であったことを示すとともに——シリリンクのテーゼに合致したものである。中でも、ローマ教皇庁の動きは特筆すべきである。教皇は、その教えに従い続けたキリスト教徒たちの共同体司祭という立場に立ち、カトリック諸侯同士がよき特別な関係を取り結ぶよう尽力したのであるが、自分の「息子たち」を仲よく平等に扱おうとする教皇庁の姿勢は、それ自体諸国家体系と変わらないといえよう。<sup>(11)</sup>

諸国家体系の構築にあたって建設的な作用をしたものが、平和に対しても同じ働きをしたとは限らなかった。宗派の陣営が作られると、誰がそれを指揮するかという問題ですぐにもめるのが常であった。とりもなおさず、こうして陣営の形成は新たな争いの火種となり、戦争を引き起こすにまで至ったのである。カトリックのハプスブルク家との戦いに際して、リシュリユーヤルイ一四世がプロテスタント勢力と軍事同盟を結んだことは、世俗化された意識〔国

「家理性」を表しているのではまだない。それは、ある種別のかたちでの宗教戦争、すなわちカトリック内での主導権争いという中で、やむを得ず選んだ道だったのである。普遍をめぐる戦いは、このようにして宗派政治によっても正当化されたのであった。この場合はつまり、どちらがカトリックを代表する勢力かを定める、予選争いとしての性格をも有していた。一六八五年にナントの勅令が廃止されるまで、国内の異端を根絶することは、対外政策上の機能を持つとともに、<sup>(18)</sup> 属する宗派陣営の首座として自らを引き立たせることにもつながったのであった。

とりわけ、宗派の異なる二つの諸国家体系が構築される時点では、双方の敵対は武力対立でもあった。すなわちこの対立は、宗教的な色彩を帯びた中核諸国のみならず、高度にイデオロギー化された諸国家ブロックの敵対でもあったわけで、このことはまさに、平和に対する破壊作用を及ぼさずにはいかなかったのである。宗教に端を発した国家的対立はこうしてさらに拡大し、三十年戦争では特に考慮せねばならないひとつのメカニズムとなり、一八世紀になってもなお、勢いは弱まったとはいえ影響を及ぼし続けたのであった。一七五六年の外交革命によつて、カトリックの強国であるオーストリアとフランスがプロテスタントのイギリスおよびプロイセンと対立し、諸国の同盟関係は驚くほどの急展開を見せたが、それがゆえに七年戦争も宗派対立の様相を呈することとなり、実際に当時、この戦争が宗教戦争であるかどうか議論されたほどであった。<sup>(19)</sup> これはいささか劇的すぎる事例だけれども、争いの対象たるシユレージエンが宗派の混合地帯であったことや、宗派同等に鋭敏な神聖ローマ帝国の状況、イギリスのジャーナリズム、<sup>(20)</sup> プロイセンのプロバガンダ、さらにはローマ教皇庁の外交活動を併せ考えると、この事例は、近世において宗教が武力対立をイデオロギー的にきわめて導きやすい論拠であったことをあらためて示してもいるのである。

結局のところ、近世の宗派形成を通じて宗教が戦争を促す方に強く作用したという評価は、動かしがたいということになる。内においては国家形成を、国際政治のレベルでは諸国家体系の形成を促進した宗派は、平和維持の要請と



いう点では、その固有のダイナミズムに基づいて逆方向へ作用したのである。神聖ローマ帝国では、一五五五年以降に宗派共存の原則を国制に組み込むことよつて、この戦争原因を取り除き始めた。一六四八年以降になると帝国は、かつては諸宗派陣営が武力で争っていた紛争の法的な解決や、争いの収束につながる宗派分布の確定につとめ、諸宗派が政治的に勝手に振る舞う余地を大幅に減らしていった。<sup>(16)</sup> その後も帝国で宗派紛争がなくなつたわけではないが、紛争は国家による恣意から解き放たれたのであり、さらに帝国諸領邦のあいだの政治的、法的な規範や国制上の規定が設けられて、宗派対立は戦争を誘発しにくくなつた。これは、多くの障害——ライスウィク条項やアルトランシユテット協定をめぐつて生じたような障害——に直面しながらも帝国の成し遂げた、偉大な前衛的業績に他ならない。ヨーロッパ規模で見ても、全体的な不寛容は、国家形成の初期についてのみ妥当する。<sup>(17)</sup> それは、異宗派の移民とふつうに付き合ふといったことからその信者団体を公認するという次元にいたるまで、多くの事例からして明らかである。<sup>(18)</sup> 宗派問題は、国家形成そのものに由来してはいないものの、長くこれと結びついた戦争の誘因であつた。一八世紀後半以降に宗教的寛容と国家の自律が確立してようやく、この問題に終止符が打たれたのであつた。

## b 経済による支え

近世国家は様々な領域で権限を拡大させたが、そのもつとも重要なひとつは、国家が財政・経済政策それ自体を發見したことであつた。現代では、社会においても、文化においても、そしてもちろん国家においても経済的合理性が完全に浸透して、多くの人々が理性と経済的合理性とを混同するほどである。それゆえ、かつての国家には自立性が欠如していて、経済と国家は未分化の状態にあつたのだというところ、奇異に思う向きもあるかもしれない。しかし、近世の国家は経済のことを、固有の論理をもつ独立した領域と見なさず——だから、国家が経済を促進したり制御す

る、あるいは経済への介入を手控えるといった関係にはなかった——、経済は単に国家権力に付属し、自己の権力目的を補助するものと考えられていた。現代とおよそ異なるのはこの点であり、この点ゆえに近世では経済が戦争を促進する要因となったのである。<sup>(10)</sup> 当初の財政・経済政策はおしなべて、国家自身の形成、展開、維持のために用立てられたのであって、他の多様な目的や住民への給付のために実施されたものではなかった。

財政・経済政策上の発議や措置、それへの取り組みを一貫して規定したのは、権力政治の目的であった。スペインとオランダとのあいだの八十年戦争は、たしかに経済的な側面も持っていた。もとよりそれは、市民的な商業資本主義と、スペインの封建的支配ないしは他のかたちの経済的後進性との対立といったことではなく、大いに説得力ある J・I・イスラエルの説が示すように、二つの商業国が互いに激しい経済戦争をも戦った——封鎖政策を展開すればオランダにもっとも手痛い打撃を加えることが可能だったから、この戦争ではスペインもまた、きわめて効果的な封鎖政策をして敵の打倒を図った——という意味においてである。<sup>(11)</sup> しかしながら、戦争があらゆる経済的合理性に反して続行された時点で遅くとも明らかかなように、戦争の動機と目的はやはり権力政治から生じていた。「スペインの資金不足は深刻であるが、名誉を守る方がはるかに重要だ」と述べたのは、よりにもよって財務大臣であった。<sup>(12)</sup> グスタフ・アドルフについても同様で、彼はバルト海沿岸諸都市から港湾税を徴収するために戦争をしたのではなく、戦争をするための一財源として港湾税を利用したのであった。<sup>(13)</sup> 「最大の商人は皇帝であった」とは、ロシア史でよく言われるところだが、周知のように、ロシア国家は商人を官僚とほとんど同じように利用し、その入植政策と経済政策は市場の諸関係を度外視して行われた。<sup>(14)</sup> ピョートル大帝の諸改革の目的もまた、紛れもなく戦争であった。<sup>(15)</sup> 他国でも事情はそれほど変わらない。例えば皇帝カール五世は、アウクスブルクの大商人や銀行家を「よき僕」として御用商人のように引き立てて、彼らからつねに新たな信用借りをして、選挙資金のみならず軍資金の融資をも迫ったのである

が、この点について近年では、フッガー家の歴史を本当に独立企業家の前史へ位置づけていいのか、それはむしろ財務諸省の前史ではないか、という疑問が生じているほどである。<sup>(88)</sup> 指導的な大臣が経済政策や国庫政策を監督・育成する時のほとんどは、実際、権力政策上のまさしく重大局面にあたっている。フランス王権再興時のシュリーや、ルイ一四世による絶対主義国家建設時のコルベールがそれである。<sup>(89)</sup> 一八世紀最大の政治家であるカウニッツ伯ヴェンツェルもまた、従来の資源では七年戦争に勝利できないと分かった時に、オーストリア国内の経済改革に着手したのだった。とはいえ、それで彼が経済政治の人になつたわけではなく、その後も彼は対外上の国家利益を求めて、他の様々な手段を用いながら権力政治を展開した。<sup>(90)</sup> 経済を真に独自の領域と見なした経済政策といえは、すぐにイギリスが思い浮かぶであろう。だが、まさにこのイギリス史において、こうした誤った考えが新しい研究によつて修正されようとしている。一八世紀イギリスの実像を経済自由主義の前史としてではなく、「財政＝軍事国家 [fiscal-military state] への変容として描く研究がそれである。以上のように、近世の経済政策については、どの国のどの時期の事例を見ても、経済より政治の相の方が強く現れているのである。

重商主義や官房学といった名で歴史に登場する、ヨーロッパの経済・財政政策のシステムは、これとまったく一致した関係にある。重商主義に関する古典的研究は、まことに適切なことに、その第一の特質を経済システムなどにはなく、権力システムに求めた。<sup>(91)</sup> また近年の最良の官房学研究は、それが行政学や統治学から派生したことを強調している。<sup>(92)</sup> われわれが経済と呼ぶものは、そもそも国家という次元を前提にし、「国家経済」であるとか<sup>(93)</sup> 「政治経済」という名前のもとに、それまでは家政学や商学と呼ばれたものを結びつけた合成物であった。この合成物は、その後になつてようやく、新たな経済学へと統合を遂げ、独立した学問分野になつたのである。<sup>(94)</sup> 経済（「国家の家政」）はその起源において国家と深い関係にあつたから、それを自分の家の事柄として扱おうとする国家を強化

した。他方で経済と国家とのあいだにはまったく距離がなく、経済は長期にわたり戦争を誘発し続けることになった。しかもそれは、財政ならびに経済政策という二重の意味においてであった。

財政の面で注目せねばならないのは、国家がヨーロッパ諸国から財源を調達する時に、いまだ戦争と不可分の状態にあったことである。近世国家の収入の大半は、宣戦布告という紳士的な手続きを経た掠奪品や戦利品、あるいは戦争遂行のために外国から受けた財政援助といつても過言ではない。ヨーロッパ諸国からの財源調達ということであれば、戦争に依存したスウェーデンの帝国政策の場合、その出発点になったのはフランスからの援助金であつて、戦費は占領地からの軍税で賄い、軍隊の維持費は敗者に負わせた。<sup>(8)</sup> スペインの銀商船あるいはデンマークの海峡通行税のように、財政資金に比較的恵まれた国々であつても、これらの特別収入を維持するにあたり余計な争いごとに巻き込まれている。

自国の住民に正規の課税をするときも、その正当化の根拠になつたのはいまだに戦争であつた。租税の多くは、レーン法に基づいた軍役義務の償却に由来する。例えば帝国においては、レーマーモナートという租税の呼称の中にそれを見ることができ、この租税はもともと、帝国等族が皇帝に対して負つた従軍義務とローマ遠征の補助義務に起源を持つていた。租税と戦争との関係はそれだけにとどまらない。課税の同意を等族から得るために、君主は帝国議會、領邦議會その他の議會に対し、理に適つた説明をして税がなぜ必要なのかを開陳せねばならなかつたが、そのもつとも明白にして反論の余地なき理由であり続けたのが、戦争であつた。等族の課税承認を回避して戦争の新たな財源を開拓しようとした絶対主義はもとより、等族が課税認可権を行使した場合であつても、戦争がそれほど抑制されたわけではない。実際、一六世紀における帝国のトルコ戦争から一八世紀におけるイギリスの帝国戦争に至るまで、危機がプロパガンダによつて繰り返し返り煽られ、また誰の目にも明らかな紛争が次々と続く中で、等族や議會は課税承認

の意志を強く打ち出しており、当時の比較的低い行政水準のことを考えれば驚くほど高い税負担意識を持っていた。<sup>(9)</sup> 収入と同様、国家の支出においてもまた、戦争がほぼ唯一の重要目的であった。それは決してプロイセンだけに限られたわけではなく、例えば一八世紀のイギリスでは国家財政全体の七五%から八五%を軍事費が占めていた。<sup>(10)</sup> 特徴的なことに、金銭を「万物の神経 *nervus rerum*」と呼んだ古典古代の表現が、近世では *rent* と *return* に国家や戦争 [*rentum* (= *res*)] の第一義は物、事であるが、その他にも権力、支配、戦争といった意味がある」との関連で語られ、その心臓であると、動脈あるいは腱であるといったバリエーションも生まれた。「戦争には三つのものが必要だ。金、金、金、そしてもうひとつ金だ」とは当時よく用いられた言葉である。<sup>(11)</sup> 戦争と金銭の同一視は、逆に言えば、戦争以外の目的のために金銭を支出する必要は必ずしもないことを意味するのであって、それはいつそう注目に値する。つまり、国家財政はまだ、その他の部門に金銭を分配するほどの状態にはなく、国家自身の存在や発展、その自己主張にひたすら貢献した、ということになるのである。このように、近世国家は家政〔財政〕において自立性を欠いており、それによって領土拡大が可能になるとともに、戦争関連の支出入は別格の地位を獲得したのであった。

国家がその資源の拡大に努め、とりわけ商業の促進と世界商業における地位向上を図ったところでは、重商主義に固有の攻撃的なダイナミズムが諸国へとはね返った。経済政策という意味では、まさにこの点が考慮されねばならない。というのも、一七、一八世紀にはじめて姿を現し、形を整えたこの経済システムは、すでにその理論内容からして戦争を促していたからである。<sup>(12)</sup> 近世ではまだ、後の工業化社会のように、生産と経済成長を通して豊かになろうとする者が——たとえそれが可能だと思われていたとしても——いなかった。むしろ、需要ある物品にはあらかじめ決まった総量が存在すると思われるのであって、どこかでその物品が付け足されたのなら、誰かがその分を奪わねばならないとされた。国家間の流通で自国が豊かになるためには、他国から物を奪い、自分が豊かになる分の埋め

合わせをさせてのみ、それが可能になると信じられていた。<sup>(18)</sup> こうして、金銭をはじめ需要の多い原料や商品の奪い合いが、航路や人口、市場の配分をめぐる諸国の国際的な争いが、起こるべくして起きたのである。近世の静的で閉鎖的な思考に相応するこの経済理論は、今日の経済学でゼロサムゲームと呼ばれるものであるが、それは世界商業の成長当初から即座に、国家間紛争をもたらす新たな火種となった。一七、一八世紀の西欧諸国による一連の商業戦争、植民地戦争が過熱し、オルレアン戦争とスペイン継承戦争が世界規模の戦争になった原因はここにある。<sup>(19)</sup> さらに、例えば一八世紀のイギリスが帝国政策上発した戦争プロバガンダの中には、この理論の直接的な表現を確認できる。<sup>(20)</sup> 海外ばかりでなく、フランスその他の諸国による〔ヨーロッパ〕大陸政治についても、同じことが言える。それどころか、なんと帝国重商主義なるものすら存在したのであった。ヴェストファーレン講和に続く一時期には自由な商取引が再開されたが、<sup>(21)</sup> その後、ルイ一四世に対する数度の帝国戦争において、帝国はフランスとの国境線を封鎖した。それは軍事的なものにとどまらず、フランス商品に対する商業上の封鎖でもあった。<sup>(22)</sup> フランスの戦争目的は「われらが国の中心をなす商業の破壊」に他ならなかったからである。<sup>(23)</sup> このように、富の蓄積をまだ経済成長にはなく、他者からの横奪にしか求めることのできなかつた重商主義は、その理論の中に攻撃性を内在させていたのであり、ヨーロッパ全体においてこの攻撃性は、ただでさえ紛争だらけの国家形成の過程をいっそう過激にし、一七、一八世紀の諸国がとめどなく戦争するリスクをさらに高めたのである。

国家形成の意味でも、戦争の誘発という副作用の意味でも、宗派による支えは近世の前半にもっとも影響を及ぼし、その後いくらか後退した。これに対して財政や経済による支えは、近世の後半になってようやく十分な展開を遂げた。どちらとも国家によって無理やり担ぎ出されてその形成を支え、他方でそれを戦争の危機にさらした因子だが、作用という点では、両者はいわば入れ替わりになったのである。もとより、そこには両者が戦争を大いに促しながら交差

した長い期間があった。この過渡期には経済の因子が宗派のそれを強化することもあったが、やがて前者は後者を妨害し、周縁に追いやった。経済や財政の側面に見られるこの自立性の不足は、経済を独立した領域と考える新しい思想の登場、すなわち生産と成長を理論の基礎におき、重商主義的な強迫観念を克服する思想が現れて、はじめて是正に向かった。新しい経済思想を支えたもの、それは、土地と生産を重視した実験的新思想である重農主義であり、生産性と市場の議論を融合したスミスの思想であり、さらには諸国の国際分業と一体的発展の理念——その見取り図をはじめて描いたのはデヴィッド・ヒューム——であった。カール・ポランニーは、金融業界を支柱にした「百年間の平和」を一九世紀のヨーロッパに認めようとしたが、この考え方に則せば、新しい経済思想の登場以降は戦争は減少するのが通例である、という見解はいっそう正しさを増すことになる。逆に国家の方もまた、恒常的な租税制度を確立することにより、国家への直接奉仕から経済を解放してそれに固有の論理を認めることにより、さらにまた国家自身の課題を多様化することによって、戦争以外の分野にも金銭を分配する余地を得た。これまで国家が自己の権力基盤を固める時には、つねに経済に依存していたがゆえに、ほぼ自動的に戦争へ向かったが、もはやそのようなことはなくなったのである。自立性がこのように増大したことで、はたして国家はつねに平和的な様相を見せるようになったのかどうか、「経済自由主義」の名の下に解放された領域は結局のところ、一九世紀のナシヨナリズムのような、国家の強化や戦争の増大をもたらす別の諸要素によって占拠されたのかどうかという問題があるが、それらはもとより別種の問題である。ヨーロッパ諸国の国家形成を支えた第三の支柱、おそらくもつとも矛盾に満ちた支柱の検討がまだ最後に残されているので、そちらへ進もう。

c 記憶による支え

メディアに依拠し、国家形成に適した歴史Ⅱ政治文化もまた、いつそう基層のレベルで近世国家の形成の前提になった。近世に文書主義が普及すると、早速それは国家行政において直接、間接に用いられるようになり、新技術の活版印刷を使った文書の複製によって、統治の書を刊行したり、統治の諸原則を蓄積することが容易になった。政治Ⅱ行政のメディアには、命令書、声明文、ポリツァイ条令といった訓令や、君主鑑、統治学説などの訓戒書があるが、これらによって国家は従来以上に表象され、正当化された。それだけでなく、年代記編纂、史書編纂、事績録といった場でもしばしば同じことが行われた。<sup>(20)</sup> マクシミリアン一世周辺の修史家の手によるトイアーダンク *Teuendank* は、はじめて印刷本になった英雄叙事詩集、英傑譚であり、この著作には、後世のメディア・ミックスの効果すら見て取ることが出来る。王妃と領国支配権を獲得するために皇帝の分身がブルグンドへ赴く場面で、「朕は編年史と歴史から学べり。今、学びしものを知らしめる日が来たり」と語る時がそれである。この著作で意図的に構築され、自ら改めて理想像を設定している歴史的記憶文化は、中世後期や人文主義においてひろく文書化され、文学の形式をとって普及したのであるが、その際にこの記憶文化は、それ自体が政治的性質を有しただけなく、それを越えて明示的な政治理論をも基礎づけたのであった。<sup>(21)</sup> 「われわれは新しく生まれてきたのではなく、古くからの、何百年も前の過去に起源を持つ存在なのである」。ある治者の書はこう述べることで、一貫して歴史Ⅱ政治に論拠を求める自身の立場を正当化している。<sup>(22)</sup> 歴史文化に関する今日の理論——それは、歴史的記憶が政治に果たした影響をも射程に収めるとともに、そうした影響を近代国家形成過程の一環として位置づける——では、歴史意識と政治理論とのあいだに一般的な関連性のあることが知られており、その関連性はもちろん、時代に応じて個々にきめ細かく考察されねばならないとされる。<sup>(23)</sup> 近世においては、文化というこの記憶の領域こそまさに、ことさら破壊性を帯びた場であったから、この点がかろう少し詳細に規定されねばならない。そして、そうした作業自体が、近世という時代の特殊性——当時の記憶の



構造が国家を支え、戦争を促すのにそもそも適していたということ——を示しているのである。

国家の支配を安定させるために、近世における歴史観の構造的特質ともいべき静的な性質が利用された。歴史意識はなお古い時間観念に基づいており、<sup>(20)</sup>過去は現在と別種の時代をなし、現在に向かつて変化する、とはまだ理解されていなかったから、変革や発展、ましてや進歩といった観念が認識される余地はなく、過去の歴史は現在や未来と直結してその模範になっていた。この伝統的な規範が、変化のほとんどない近世の生活環境によってどれほど規定されていたのか、あるいはそれは、脅威と感じられた種々の変化への反動としての性格をどの程度持っていたのか、これについての学界での評価は様々である。<sup>(21)</sup>いずれにしても、近世では「過去は模範であり、中間期の退廃を経た後で、再び模範の原点へと回帰する」という意識が基本であつて、大々的なものとしてはルネサンス、人文主義、そして宗教改革に見られるように、<sup>(22)</sup>実質的には革新をもたらした行為もまた、この考え方に基づいて正当化されたのである。<sup>(23)</sup>歴史それ自体を時間軸の中の前進としてとらえる救済史的な見解ですら、過去の聖人と現在の英雄とを類型的に論じており、それにより現在を過去の反復と見なしていた。<sup>(24)</sup>この反復史観にはさらに、形を変えた反復や誇大な反復といった、思考を混乱させるものや副次的形態もあり、それらは十分に分析しなければ近代の歴史意識と早合点しかねないものである。実際には、一八世紀のちようど半ば頃まで、時間的不変の意識が歴史観と記憶文化の基礎であり続けたのであつて、判断に迷う時には古きものをよきものと見なすこの歴史観と記憶文化は、普遍妥当の原則の源となり、<sup>(25)</sup>不断の伝統の拠り所となつたのである。こうした歴史意識が具体的にどう国家形成を支え、戦争促進の副作用をどう及ぼしたかについて、特徴的な領域をいくつか挙げて考察してみよう。

まず第一に、諸国の掲げた権原と政治的要求のすべてが、歴史をさかのほつて根拠づけられ、これが紛争多発の誘因となつた。世界帝国ローマは、帝国の移転 *Translatio Imperii* によつて神聖ローマ皇帝とドイツ人のもとにやつて来

ただけでない。それはフランクの諸王を通じてフランス人にも、ゴート王国を通じてスペイン人とスウェーデン人にも、東ローマを通じてロシア人にも受け継がれたのである。とにかく何らかの機会を通じて、ほぼ至るところでローマが継承され、それらの国々では、大胆きわまりない喧伝家たちの考えにしたがい、古代のローマに範をとったあらゆる要求が一致して主張されたのであった。さらに、王朝の古さや連続性という問題がこれに加わる。他家よりも古い家柄であることを示せば、それは優位の証になったし、実在した先祖、あるいは先祖だと主張する誰かがかつて権利を持っていたという時には、家柄の古さはあらゆる所有権を主張する根拠になった。例えば、イタリアや旧フランス王国全体、あるいは少なくともブルグンドやエルザスにおいて見られたごとくである。系譜に対する貴族の関心が次第に高まることにより、家系図が作られるとともに、為政者の家門による支配がいつそう安定した。それは有力家門にのみ妥当したわけではない。例えば一七世紀のクールランド大公もまた、家系図——それは、皇帝を先祖に仰ぐという勝手な捏造も辞さないものであった——を援用して、領国の独立の根拠を歴史の中に求めている。フランケンで領国を支配するまでになったツォレルン伯の一人のことを、バイエルン大公は「新たに貴顕の列に加わった、まやかしの貴人」と呼んだ——前者がすぐに、ホーエンツォレルン家の何代にもわたる家系図を出して見せたのも、なんら不思議ではない。<sup>(26)</sup> 生成しつつかある国家は、しばしば一つの家門が継続して支配することにより、統治する王朝とその土地との歴史的な結びつきを誇示しようとした。その結果、例えばバイエルンでは、後期中世にはすでに、実在の者もそうでない者も含めて、すべての君主がヴィッテルスバハ家の人間として登場した、もしくは「バイエルン家」としてひとつに括られた。<sup>(27)</sup> 王朝の断絶、例えばロシア史で生じたような断絶が起きた時には、手の込んだ史書改竄が行われて断絶を隠蔽した。<sup>(28)</sup> このような行為は国家理性にとつては資するところ大であったが、他方で偽皇帝たちを戦争に駆り立てたのである。ハプスブルク家の場合は、オーストリアのかつての支配者を同族と主張する必要がなかつ

た。彼らはここだけを統治していたわけではなかったから、同族と主張したところで大した意味はなかったであろう。皇帝権の強化のためにハプスブルク家が好んで系譜上の起源にしたのは、古典古代であった。すなわち、ヨーロッパの他の有力者たちが皆フランク諸王に起源を求めたのに対して、トロイア伝説の人物で、フランク諸王の始祖でもあるヘクトルに求めた——つまり、世界支配を要求するためにマクシミリアンの宮廷が行った史書編纂のバリエーションなのである。<sup>(29)</sup>だが、アヴェンティヌスによるトロイア伝説批判は、この世界支配を不可能と見なした。その論拠は、ドイツ王国の方がトロイアよりも七〇〇年ほど古いから、というさらに驚くべきものである。<sup>(30)</sup>できるだけ古く、高位で、伝説的な人物を一族に取り込む作業を貫徹せば、統治者の家門とその国家の名声は高まった。そしてその名声の高まりは、国内の支配を強固にする一方で、対外的には他勢力との競合を先鋭化した。歴史に支えられた政治は、国家を形成する王朝や国々、人々を正当化したが、同時にそれは、もつとも古いものをめぐって相争う状況を恒常化したのである。歴史はこうして、人文主義や古典趣味が過去へ接合するまさにそのことによって「兵器だらけの武器庫」となった。<sup>(31)</sup>

静的な歴史観により、自らに連続性が求められただけでなく、敵もまた固定化された。外交使節が常設され始め、外交が文書化されると、対外政策は恒常的なものとなり、しばしばその内容についても国政総則あるいは政治遺訓の中で指図され、文書化され、そして固定された。こうして創られた外交上の伝統は、安全保障や同盟に関わる政策を強化するとともに、誰が敵であるかも固定したのである。プラハ窓外放擲事件はすでに、敵への対応の仕方に伝統があったこと——この場合には、フス戦争の時の敵のイメージが思い起こされた——をはっきりと伺わせる。同じ敵を相手にして繰り返された戦争の多くは、代々続く敵対意識に起因するものであり、この意識は現実の利害対立を越えて持続した。大々的なものとしては、両方の陣営で数百年にわたり、ほとんど儀式的に繰り返されたトルコ戦争があ

る。この戦争において、例えばオスマン側は、一六八三年のヴィーン包囲を一五二九年の包囲の再現ととらえ、スレイマン帝の天幕があったとされるのと同じ場所にカラ・ムスタファの天幕を設営した。また戦後のドイツでも、戦勝と「ヴィーン」救出を祝うメダルに、二つの歴史的年号「一六八三年と一五二九年」がよく並べて刻印された<sup>(28)</sup>。近世のほとんど全期間にわたって続いたハプスブルクとフランスの対立——互いに敵対するがゆえに、両勢力は参加したすべての戦争で別々の陣営に属した——は、あらゆる利害を超越して外交上の基本軸となったが、この対立を支えたものこそ歴史的経験であり、——賢明なヴェネツィア使節の報告が一七四〇年頃でもなお書き留めているように——「最大のものはつねに等しく一定である *le massime sempre equali e costanti*」という永久不変の原則であった<sup>(29)</sup>。元来は宗教との関わりで使われ、トルコを指すものとしてすでに定着していた、キリスト教徒の「宿敵 *Erbfeind*」という言葉は、一七世紀を経る中でフランスという敵に対しても用いられるようになった<sup>(30)</sup>。見逃してはならないのは、この罵り言葉が今や、歴史をはつきりと意識した「先祖代々の *erbtien*」敵という意味でも理解されたことである<sup>(31)</sup>。永久に妥当すると考えられたこの宿敵観念は、政治的決定にも数々の影響を及ぼした。スペイン継承戦争前夜、ヴィーンが合意の意志を誠実に示したにもかかわらず、フランス国務会議がそれを信じなかったこと、わずか三年の和平の後にフランスは再び戦争の危機に陥ったこと、さらにこの戦争の後、とうに訪れてもよいはずの両国間の緊張緩和が数十年にもわたって妨げられたこと、これらは明らかに、歴史という因子が引き起こしたものである<sup>(32)</sup>。他の諸国もまた、伝統的な敵対関係を引き合いに出した。あるいは、プロイセンがオーストリアに対するプロパガンダ文書の中でしたように、他国の非難をする時に歴史をその根拠にした。「歴史の教えるところによれば、これは『生来の *naturlich*』敵対である」と主張することによって——例えば、一七世紀末のプファルツの喧伝家たちがオーストリアに対して、一八世紀初頭のイギリスのそれがフランスに対して述べたように——歴史は好んで利用されたが、しかし同時に、現状

を変革するような歴史は忌避された。一七八八年から一七九〇年という、近世とは言い難いほど遅い時期に行われたロシア・スウエーデン戦争でもなお、エカチエリーナ二世が何から何までピョートル大帝の事例を模倣し、またスウエーデン王も戦端を開くにあたってカール一二世の歴史を追想したことを、考慮せねばならないのである。<sup>(19)</sup>

歴史はとりわけ、当時の人々がものを解釈するときの手助けとして、また行動の指針として、いつでもどこでも妥当する模範であった。歴史を手本と考えれば、そこからいくらか学ぶことが可能である。なぜなら「いつも同じことが繰り返され」、「この世には同じ争いが」起こり続けるからである。国家にとってこのことは、一方では歴史という先例が主な論拠になる法の領域で、重要な意味を持った。他方で歴史という手本は、とりわけ国家の頂点にある者にとるべき正しい行動の模範になり、近世の修史家や政策助言者が好んでこの手本を君主に講じた。<sup>(20)</sup> 歴史に範をとった行動はこうして、法的にも道徳的にも君主たちの国家に正当性をもたらしたわけだが、そのような利益だけでなく、歴史という武器庫からはやはり、解釈をめぐる争いや紛争もまた生じた。つねに妥当すると思われていた手本は、もちろん実際には、実に様々に解釈されたからである。同じ手本が相反するかたちで用いられることもあれば、ある手本がより古いものによって覆われたり、もっと新しいものに凌駕されることもあった。模倣すべき手本として、戒めの手本として解釈されることもあれば、没落や再生の証拠として機能することもあり、要するに解釈は千差万別だったのである。例えば教権と俗権のあいだの紛争は、戦術的に解釈論争のかたちをとったその異種をも含めて、ひとえに手本解釈をめぐる戦いであった。それは、叙任権闘争の論難書から初期ヨーゼフ主義に至るまで、<sup>(21)</sup> 時として武力行使を伴うこともあったが、その多くは諸勢力の戦争に付随する論戦に応用された。一八世紀になってもなお、ローマの外交は、ある措置を「革新」と認定さえすれば、それを取り除くに十分な納得が得られる——「この主張は刷新につながるから必要ない！ *Basta dunque, il dire questa sia una innovazione!*」<sup>(22)</sup>——ことを当然と考え、敵側もまたいつ

も必死になつて歴史の反証を探し求めた。オーストリアはプロイセンの台頭とその行動を「前代未聞」と咎め、歴史の中にいかなる「先例」も存在しないと非難したが、右のことを念頭に置けば、この非難に際しては、世界像と歴史像とが共鳴していたことを理解するだろう。革新はほぼそれだけで十分な戦争原因になった。実際、近世の宣戦布告には、歴史の先例が山のように盛り込まれているが、それらは自らの正義をつねに証明するとともに、こうした背景のもとで——個々にとりいうのではなく、実例を挙げて公に訴える論証形式として——真面目に受け取られたのである。<sup>235</sup>

加えて、一七世紀のピラやパンフレットに戦いが描かれる時には、古代の英雄たちが相当数登場した。ヘラクレスやアキレス、ハンニバルやアレキサンダー大王などの軍事的英雄が模範として現れたり、現存の人物を救済史上の英雄に見立てたりした——例えばグスタフ・アドルフをもう一人のギデオン、ユダス・マックバイオス、あるいはダヴィデに見立てたように——のである。もしこうしたピラなどを通じて会戦や攻城戦の様子を見聞きすれば、それが三千年戦争の出来事なのか、それともトロイアやカルタゴのことなのか、はたまたサグントのことなのか、さっぱり見分けがつかないほどである。古代と現在とが交錯するこの二層の戦争像が創られるにあたって、歴史研究の必要はなかった。適切な先例や引用、英雄を探し出すための独自の事典が存在し、それによって「正規の戦争で必要とされる勇らしさや勇敢さ」がどのようなものかを知ることができたからである。もとより事典が存在するからといって、正当化のこうした形式が無意味になるわけではない。それはむしろ——後のドゥーデン社〔の事典〕と正書法の必要性の關係と同じように——ある時代が何をどれほど重要視したかを示しているのである。

英雄伝説に戦役、会戦、大々的な戦勝と誉れ高き滅亡、戦記に満ちた為政者の列伝と諸国民の興亡史など、これらで歴史に政治的記憶文化が充ち満ちていたことを考えれば、最終的には戦争そのものもまた、幾度となく反復する先例だったと見なさねばならないかもしれない。史書に通じた助言者たちは、過去に生じた軽率な戦争の例を挙げて警

告と戒めに努め、為政者に注意を促したが、一六世紀末と一七世紀になって、まさに戦争のとらえ方という点ではじめて重大な変化が生じた。すなわち、火炮の普及によって戦争のイメージが変わり、三十年戦争という困惑するほど長期の戦争へ帰着するまで、戦争は多発し、長期化するととらえられたのである。このような変化は、歴史を模範と見なす静的な価値観にとつて危機であったが、しかしそれは一時的で、さしたる影響も及ぼさなかった。というのも、ラウターベックの治者の書では、そのような戦争観の変化の考察から始まるものの、その後はやはり、歴史の先例を用いた戦争の教説が微細に論じられているからである。そして三十年戦争後になると、静的な歴史観が完全に復活し、もはや不動のものとなる。原理的にも法的にも不変の世界の中にあつて、君主たちの国家は歴史から実に多くの有益なものを得たが、しかしそれとともに「戦争は明らかに不可避であり、戦争が常態である」との印象をも、歴史から引き出したのであつた。一七世紀によく言われたように、「戦争はこの世の始まり以来あるのだから、それはまたこの世の終わりまで続く」のである。

この点で記憶による支えは、これまで論じてきたすべての支えのうちで、一九世紀におそらくもっとも大きな変化を被つたものといえるが、かといつてそれで状況が改善されたわけではなかつた。一八世紀半ば以降になると、静的な歴史観に代わる歴史の理解が現れ、過去を現在と異質な時代として把握するようにもなる。それを通じて歴史が根本的な変容過程として理解され始め、歴史の中に革新や発展、進歩もまた認められるようになった。しかし、こうした歴史観の変化は、二つの理由から平和の増幅につながることはなかつたのである。第一に、新しい歴史観は古いものを駆逐したわけではなく、両者は並存したので、歴史に範を仰ぐ旧来の論拠は、結局その後も用いられた<sup>29</sup>。しかし、こうしなかもそれは、戦争誘発の危険性もまた十二分に伴つており、実際、歴史に基づいた主張や立場表明がなされた第一次大戦では、ことさらに破滅的な結末に至つたのであつた<sup>30</sup>。第二に、たしかに革新を認める歴史観は、戦争をはじめ

て過去の慣行と見なしたのだが、その考えが強要されることはなく、まったく違った作用をもたらすことにもなった。外交革命は、ヴィーンとヴェルサイユのあいだの宿敵関係を克服し、その当事者たちもまた、一七五六年の時点で「革命」——旧来の敵対関係を「古き偏見」と難じてそれに「新しい体制」を肯定的に対置させたり、当時からすでに「革命」という概念を用いることよって——それが新たな歴史意識に基づいたはじめての外交活動であることを、はっきり自覚していた。<sup>(20)</sup>しかしその結果は、七年戦争であった。新たな友好関係は結局、共通の敵をも改めてもたらしたからである。歴史主義が流布し、歴史的記念碑がこぞって建立される一九世紀において、歴史と記憶文化の領域で国家に自立性が大きく欠けていたとは無論いえない——事態はその逆である。装いをまったく新たにして歴史に拠り所を求めた、一九世紀のナショナリズムは、一時的に国家目的そのものとなり、ヨーロッパに新たな国家形成戦争を引き起こすとともに、ある意味ではそれ自体を克服させる世界大戦をもたらしたのであった。これと比較すれば、近世の記憶の領域、すなわち静的な構造ゆえに正負の両面を持ったこの領域は、国家の支えとしても、戦争誘発の因子としても、その作用はおおよそ控えめであったといえるだろう。しかし近世においては、国家は別の領域でも自立性が欠如しており、これとの複合作用が考慮されねばならないのである。

例えば、国家を支えた宗教と歴史が共同で作用した事例には、すでに宗教の項で述べた、宗教改革とアウクスブルク信仰告白の記念祝祭がある。福音派諸侯の国家が宗派的アイデンティティを確認した祝祭は、同時に、はじめて大規模に祝われた歴史的記念祭でもあったからである。祝祭では、百年前に起こった出来事の数々が鮮やかに呼び起こされるとともに、当時の福音派の歴史像が持つ古さと持続性の両方が、はっきりと確認された。すなわちそれは、一つには、一五一七年と一五三〇年の行為こそが古のキリスト教の教義を再生したということであり、そしてもう一つは、福音派が今やすでに百年を越えて変わらず存続した——最初の百年祭が来る前に、敵対者たちは躍起になってそ



の根絶を図ったけれども——ことである。<sup>21</sup>このように、記念祭はヨーロッパの記憶文化に顕著な特質の一つであった。記念祭は国家を支え、戦争を巻き起こすのに貢献したが、そうになったのは、過剰なまでにそれが行われた一九世紀や二〇世紀がはじめてではない。その起源となる近世からすでにそうだったのである。

#### IV 結論と展望…恒常的戦争状態の時代理論から動的な平和理論へ

近年、「世界史の法則性」を自称する著作が、間違つた前提から一貫して「〔永久〕平和は無理である」との誤つた結論を導いた。<sup>22</sup>平和の歴史研究と平和教育もまた、平和の尊さと戦争経験の話をひたすら繰り返して、古今東西に妥当する戦争原因を並べ立てる時には、過去をよく誤解しているし、そればかりかその目標を達成できていない。というのも、これらのように戦争の原因を、人類普遍の共通性や社会の法則性、あるいは時代に限定されない政治的与件に還元してしまうと、平和の可能性は今後も望み薄になりかねないからである。歴史学の見地から真に戦争を扱えば、過去の国家や社会が現在とは別種のものであつたことを論じるはずである。そうすれば、平和実現の可能性は時代に依つて変化し、今後変わる余地のあることが明らかになり、歴史の推移によつて戦争が克服される可能性に目を見開くこともできるのである。本稿ではこのような観点から、相当数に及ぶ近世史研究者の諸業績を援用して、この時代に固有の戦争の諸原因を理論化した。

近世に顕著な恒常的戦争状態は、この理論にしたがつて歴史的状況から説明が可能である。近代ヨーロッパを特徴づける国家形成ならびに諸国家体系形成の過程は、重要な説明枠ではあるが、近世に戦争が凝集した原因は国家それ自体ではなく、近代国家への移行に伴う諸問題や近世国家の未成熟さの中にあつたのである。分析の結果、近世国家は三つの構造的な欠陥を抱えていて、それらの弱点はいずれも、戦争の危険性をとりわけ高めたことが明らかとなつ

た。考察の要点を箇条書きにしてまとめると、近世国家の戦争をも誘発する欠点は次のような類型モデルになる。

I 平等の欠如・形成途上の諸国家体系における対等な秩序をめぐる紛争

a 普遍的な諸権力の競合と縮小

b 地方等族による下からの国家形成の承認をめぐる闘争

c 二元的な帝国体制がもたらす平和の攪乱

II 制度化の未成熟・不完全な国家が持つ安定性の欠如

a 君主制ないし王朝の頂点が抱える不安定性

b 軍事面での不安定化要因

III 自立性の不足・戦争という随伴現象を伴いながら国家形成を支えた諸力

a 宗派による支え

b 経済による支え

c 記憶による支え

もとより、近世に——あるいはどの時代にもあるがゆえにこの時代にもまた——見出され、ともに作用した戦争や戦争原因、動機のすべてを、このモデルで説明できるわけではない。しかし、ヨーロッパの大紛争が増大する傾向については、近世に固有の諸条件を列挙したこの図式で十分に説明できる。それどころかこれらの大紛争の大半は、上記の要因が複合して発生したとすらいえる。つまり、近世国家の不十分な形成に着目する説明のモデルは、ヨーロッパの恒常的戦争状態の時代理論〔時代の固有性から理解する理論〕を実際に基礎づけるものなのである。

その後の時代、すなわち一八世紀後半以降や——革命という例外状態を経た後の——一九世紀になると、明らかに

戦争の発生件数は減り、その期間も短くなる。この事実に対応するのは、国家形成のいつその進展と、調和を重んじる評論家や歴史家がヨーロッパの協調と呼んだ、国家間の外交様式の改善である。しかし永久平和はそれでも訪れなかった。例外として生じた戦争はいずれも、大衆動員力の増大と軍事技術の発達により、破局をもたらしたのであった。近代になってもこのように平和実現が大幅に阻害された理由は、二つの点からもう少し詳しく説明されねばならない。

第一点は単に、新しい時代に新しい諸問題が生じたということである——戦争が民主化、国民化されたり、戦争に感情の要素が注入され、美化されたのがその例である。近世における戦争多発の原因は国家の未完成にあったが、戦争がこれまでとはまったく異なる理由から生じれば、当然のことながら、完成した国家といえども必ずしも平和を保証できないであろう。しかし、これらの戦争原因もまた、その時代に特有な諸条件から分析されるだろうし、そうすれば近世の時と同様に、歴史による克服の可能性を確認するに違いなからう。もとよりその作業は本稿の課題ではない。この第一の、一般的で発展的な観点とならんで、もうひとつの——すべてではないが、多くを説明しうる——特別な見方が可能である。すなわちそれは「二九、二〇世紀には新しい戦争原因だけでなく、古いそれも存在した」という見方である<sup>(註)</sup>。

近代国家の中にとえ部分的に新しい形態や関係が見られようとも、未成熟な国家の構造はやはりその後にも影響を及ぼし続けたと思われる。平等の欠如はたしかに、少なくとも法的に対等な諸国による並存体制が確立したことにより解消された。だが、この並存体制を普遍主義の方向へと妨害する動きは、ナポレオンやヒトラーの場合のようにたとえ不法行為ないしは犯罪行為として制裁されようとも、あるいは複数の世界強国によるヘゲモニーのような内密で穏健なものであろうとも、やはり克服されなかった。また、ビスマルクによるいわゆるドイツ統一戦争は、ベームン

やオランダの国家形成と同一線上にあるものとして、帝国の権利継承者たるドイツ連邦から、遅れながら小ドイツ地域が果たした分離独立戦争と見ることもできる。制度化という点では、君主や王朝が廃止されたり、それらが国家へ取り込まれることによって、また平和の促進に作用した軍隊の国家化によって、たしかに欠陥は取り除かれた。しかし、普仏戦争当初のビスマルクはなお、スペイン王家の継承問題を利用して、戦争をあたかも王朝的な継承戦争であるかのように演出した。彼を権力の座へつけたプロイセン憲法紛争は、軍隊が国王のものか議會のものかを争ったわけだが、見過ごしてならないのは、この紛争では本来、軍隊の国家化の度合いが議論されていたということである。組織の長である国王をも含め、完全には統合されていない軍隊をめぐる議論は、第一次大戦に至るまでずっと続いていたことを無視すべきではないだろう。最後に自立性の不足については、宗派的不寛容や商業エゴイズム、攻撃的な記憶文化といった支えを国家から切り離して解消したり、それらを社会と調和させて和らげたりした。しかし、実際に真先に生じたのは、国家を支える新しいイデオロギーの形成であった。とりわけ一九世紀のナショナリズムは、古い支えに取って代わるか——ドイツのプロテスタントや、歴史主義の愛国的な記憶文化の場合のように——それらと猛烈に化合したのであり、いずれにしても国家の自立性の不足はその後も続いたのであった。一連の後進諸国が創設され、さらに国民国家という新しい理念に基づいてヨーロッパ諸国家体系が再編成されることにより、一九世紀や二〇世紀になっても国家の安全は脅かされた。もとよりそれは、国家構造自体に由来するものではないが、この危険が二つの世界大戦にもつながったのであり、一度目の大戦はドイツにとってビスマルク国家の試金石となり、二つの大戦によってヨーロッパの国際秩序は根底から覆されたのであった。ユーゴスラヴィアの分離独立戦争<sup>20</sup>と東欧に見られる未熟な国家は、現在に至ってもなお驚くほど〔近世との〕類似点を見せており、ヨーロッパでは国家形成の戦争もまた、近世や——その国民版のバリエーションである——一九世紀に限定されなかった、という事実を突きつけたのである。

このように考えると、戦争の時代理論そのものが疑問になるだろうし、どうやら近世はまだ完全に終わったわけではないと思われる。ヨーロッパの国家形成に即した説明モデルは、たしかにあらゆる時代や地域に適用できるわけではないが、歴史の流れをきめ細かく見ていけば、このモデルを近代全体に拡大することもひょっとしたら可能かもしれない。諸国が軍備を縮小させた一方で、近代以降もお戦争は絶えない。その原因の大半を、国家形成上まだ克服されない構造的欠陥に求めるとすれば、そこには、歴史の発展の新しいダイナミズムが見出されるのである。すなわち、国家形成過程が完結したにもかかわらず、その後も戦争が行われた、というのではなく、戦争がもはや行われなくなった時にはじめて、国家形成の過程がすべて終了する、ということなのである。近世の恒常的戦争状態を説明する理論はこうして、平和に関するある種の成長理論の土台をなすのである。

【注】

(117) 帝国のほとんどの領邦では、一七世紀の半ばになってようやくこのような展開へ至ってゆく。Paula Fichner, *Protestantism and Primogeniture in Early Modern Germany*, New Haven u. a. 1989, を参照されたい。それにしても、こうした遅れの理由はプロテスタントイイズムに求められるのだろうか、むしろ、ドイツ諸領邦の国家としての不完全さに求められるのではないだろうか。

(118) Johannes Kunisch (Hrsg.), *Der dynastische Fürstenstaat. Zur Bedeutung von Sukzessionsordnungen für die Entstehung des frühmodernen Staates (Historische Forschungen, 21)*, Berlin 1982. 1) の 2) や 3) について参考すべきは、序文とケーニッヒの論文 Johannes Kunisch, *Hausgesetzgebung und Mächesystem. Zur Einbeziehung hausvertraglicher Erbfolgeregelungen in die Staatspolitik des Ancien régime*, 49-80. など、2) にシトルトの論文 Winfried Schulze, *Hausgesetzgebung und Verstaatlichung im Hause Österreich vom Tode Maximilians I. bis zur Pragmatischen Sanktion*, 253-272. による。王位継承規定の積極的な側面について、本稿ではほんのわずかな言及しかできなかったが、これについても参照すべきはクーニッシュの論文

Johannes Kunisch, Staatsbildung als Gesetzgebungsproblem. Zum Verfassungscharakter frühneuzeitlicher Sukzessionsordnungen, in: *Gesetzgebung als Faktor der Staatsentwicklung (Der Staat, Beiheft 7)*, Berlin 1984, 63-88. ㉝㉞㉟

(11) Weber, *Prudentia gubernatoria* (註 1), 346. ㉝㉞㉟のホームページに關する研究プロジェクトは、Wolfgang Weber, „Ein vollkommener fürsüchlicher Staats-Rath ist ein Phönix“. Perspektiven einer politischen Ideengeschichte der hohen Beamtenschaft, in: *ZHF 21* (1994), 221-233. を参照の㉝㉞㉟。

(120) Burkhardt, Dreißigjähriger Krieg (註 1), 204. を参照の㉝㉞㉟。

(121) Kunisch, La guerre – c'est moi! (註 2), 21.

(122) Kunisch, *Staatsverfassung und Mächtepolitik* (註 6), Ernst Otto Czempel, Strukturen absolutistischer Außenpolitik, in: *ZHF 7* (1980), 445-451, ㉝㉞㉟に引用した文献と並べてとりわけ参照すべきは Johannes Kunisch, Der Nordische Krieg (註 1), ㉝㉞㉟。

(123) Christoph Hermann Schweder, *Theatrum historicum praetensionum et controversiarum illustrium in Europa oder Historischer Schauplatz der Ansprüche und Streitigkeiten Hoher Potentaten und anderer regierender Herrschaffen*, Leipzig 1712, Vorbericht. ㉝㉞㉟では似たような著作として「言及する」ようにしている。Kunisch, Nordischer Krieg (註 1), 46f. の *Theatrum historicum...* の図版についても参照の㉝㉞㉟。

(124) Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註 2), 204-212.

(125) Kunisch, *Staatsverfassung und Mächtepolitik* (註 6), Vorbemerkung, ㉝㉞㉟ Kunisch, La guerre – c'est moi! (註 20), 21. では「㉝㉞㉟の時代のほとんどすべての武力紛争には共通の原因がある。それは王家の継承問題である」との鋭い指摘がなされている。継承問題がひとつの付随原因であったという意味では、この指摘はたしかにその通りなのであるが、国家形成の不十分さと結びつくことによって、継承問題ははじめて爆発性を帯びたのであった。

(126) 北ドイツにとりわけ見られる、「同君連合を通じての行った」「君主国化 Monarchisierung」が帝国に及ぼした分散作用については、Heinz Duchardt, Das Reich und die deutschen Großmächte im europäischen Staatensystem des Ancien Régime, in: *Polen und Deutschland im europäischen Staatensystem vom späten Mittelalter bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts*, Redaktion

- Wolfgang Jacobmeyer (Schriftenreihe des Georg-Eckert-Instituts für Internationale Schulbuchforschung, 22), Braunschweig 1992, 61-68, 65.
- (127) Johannes Paulmann, Verwandtschaft. Vorbild und Rivalität: Britisch-deutsche Beziehungen von der Wiener Ordnung bis zum Imperialismus, in: *Westfälische Forschungen* 44 (1994), 343-366.
- (128) Immanuel Kant, Zum Ewigen Frieden, in: ders., *Schriften zur Anthropologie, Geschichtsphilosophie, Politik und Pädagogik*, Frankfurt a. M. 1964, Präliminarartikel 2, 197.
- (129) Kant, Zum Ewigen Frieden (註28), Präliminarartikel 3, 197.
- (130) Alfred Kohler, Kriegsorganisation und Kriegführung in der Zeit Karls V., in: *HJb III* (1991), 433-454. ※参照(11)ノ Parker, *Dreißigjähriger Krieg* (註6), 300. 1) 挙げられた 15 万人と 2) 数字は 'Oschmann, *Nürnberger Exekutionstag* (下記註14), 23. 2) 15 万人に訂正された。
- (131) Winfried Schulze, *Landesdefension und Staatsbildung. Studien zum Kriegswesen des innerösterreichischen Territorialstaates* (1564-1619), Wien 1973. ※参照(11)ノ。
- (132) 郷土防衛軍は後代の一般兵役義務とは明らかに別種で、断絶があるのだが、ある種の連続性を見る研究として 75 Helmut Schmitter, Die überlieferte Defensionspflicht. Vorformen der allgemeinen Wehrpflicht in Deutschland, in: Roland G. Foerster, *Die Wehrpflicht. Entstehung, Erscheinungsformen und politisch-militärische Wirkung*, München 1994, 29-38. ※参照(133)
- (133) 類型に関し 75 例を 75' Jürgen Kraus, *Das Militärwesen der Reichsstadt Augsburg, 1548-1806. Vergleichende Untersuchung über städtische Militäreinrichtungen in Deutschland vom 16. bis zum 18. Jahrhundert*, Augsburg 1980; Ernst Ziegler, *Die Milizen der Stadt St. Gallen*, Rorschach 1992; Daniel Hohrath, Der Bürger im Krieg der Fürsten: Stadtbewohner und Soldaten in belagerten Städten um die Mitte des 18. Jahrhunderts, in: Bernhard R. Kroener / Ralf Pröve, *Krieg und Frieden* (註28), 305-329. ※参照(11)ノ。
- (134) 以下の論を進めるにあたり基礎となる研究は、Hans Delbrück, *Geschichte der Kriegskunst im Rahmen der politischen*

*Geschichte*, 7 Bde., Berlin 1900-1936, bes. Bd. 3. ㉮ Gerhard Papke, *Von der Miliz zum stehenden Heer*, in: *Deutsche Militargeschichte 1648-1939*, hrsg. v. Militargeschichtlichen Forschungsamt, Bd. 1, Munchen 1983, 1-310. ㉻㉼㉽。

- (131) Fritz Redlich, *The German Military Enterpriser and his Work Force* (*Vierteljahrsschrift fur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Beiheft 47 / 48), 2 Bde., Wiesbaden 1964 / 65. ㉾年の研究㉿ㄷㄿ<sup>14</sup> Reinhard Baumann, *Landsknechte. Ihre Geschichte und Kultur vom spatien Mittelalter bis zum Dreißigjahrigen Krieg*, Munchen 1994, bes. 46-57, und 166-180. ㊀参照㉿ㄷㄿ。特㉿に優れた事例研究㉿ㄷㄿ<sup>15</sup> Hans Steffen, *Die Kompanien Kaspar Jodok Stockpers. Beispiel eines Soldatunternehmens im 17. Jahrhundert*, *Brigitte* 1975. ㉻ Bernd Roeck, *Krieg, Geld und Kunst. Federico da Montefeltro als Auftraggeber*, in: *Wirtschaft, Gesellschaft, Unternehmen. Festschrift fur Hans Pohl zum 60. Geburtstag* (*Verteiljahrsschrift fur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Beiheft 120), Stuttgart 1995, 695-711. ㊁参照㉿ㄷㄿ。

(136) ヴェーン回廷があからむちな武力衝突を怖れて㉿たハッブルハイト<sup>16</sup> Christoph Kampmann, *Reichsrebellion und kaiserliche Ach. Politische Strafrecht im Dreißigjahrigen Krieg und das Verfahren gegen Wallenstein* (*Schriftenreihe der Vereinigung zur Erforschung der Neueren Geschichte*, 21), Munster 1992. ㊁参照㉿ㄷㄿ。

(137) 兵士を失業せよてはならぬ<sup>17</sup>、この主張は、例えは、三十年戦争末期にスウェーデン軍の最高指揮官トルスターニンクが、停戦予備会談を拒否するゝゝの論拠㉿ㄷㄿ<sup>18</sup>として用ゝゝゝゝ。Sven Lundkvist, *Die Schwedischen Kriegs- und Friedensziele 1632-1648*, in: Konrad Repgen, *Krieg und Politik* (註㉿), 219-240, 233. ㊁参照㉿ㄷㄿ。

(138) 引用した史料は Peter Burschel, *Soldner im Nordwestdeutschland des 16. und 17. Jahrhunderts. Sozialgeschichtliche Studien* (*Veroffentlichungen des Max-Planck-Instituts fur Geschichte*, 113), Gottingen 1992, 273f.

(139) Burschel, *Soldner* (註㉿), 273-317. ㉿は「失業㉿て放浪㉿食をすゝgardenden」傭兵に㉿ゝゝゝ、基本㉿なる詳㉿の叙述がなされてゝゝゝゝ参照㉿ㄷㄿ。

(140) 軍政優位の当時の状況に㉿ゝゝゝ、重要な研究㉿あり Anje Oschmann, *Der Nurnberger Exekutionstag 1649-1650. Das Ende des Dreißigjahrigen Kriegs in Deutschland* (*Schriften der Vereinigung zur Erforschung der Neueren Geschichte*, 17), Munster 1991.



を参照のりよ。

- (11) 図々延 Johann Jacob von Wallhausen, *Romanische Kriegskunst*, Frankfurt a. M. 1616. 々々々々々々 Burschel, *Söldner* (註88), S.282f. を参照のりよ。
- (12) Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註81), 213-224.
- (13) ヽモートル時代のロムンが々々の々々の諸々の事例々々々。 Wittram, Peter I. Czar und Kaiser (註89), 101, 140. を参照のりよ。
- (14) 持本大輔々々々 Otto Hintze, Staatsverfassung und Heeresverfassung, in: ders., *Staat und Verfassung. Gesammelte Abhandlungen zur allgemeinen Verfassungsgeschichte*, 3. Aufl., Göttingen 1970, 52-83. 々々々々々々 Kunisch, *Staatsverfassung und Heeresverfassung* (註81) を参照のりよ。 々々々の諸々の々々の々々々 Otto Carl, *OKkupation* (註47) 々々々。
- (15) Otto Büsch, *Militärsystem und Sozialleben im alten Preußen. Die Anfänge der sozialen Militarisierung der preußisch-deutschen Gesellschaft*, durchgesehene u. erweiterte Ausgabe, Frankfurt a. M. / Berlin / Wien 1981, Kap.26. *Kompaniewirtschaft* を参照のりよ。
- (16) John A. Lynn, *How War Fed War: The Tax of Violence and Contributions during the Grand Siecle*, in: *JMH* 65 (1993), 286-310.
- (17) Horst Carl, *Okkupation und Regionalismus. Die preußischen Westprovinzen im Siebenjährigen Krieg* (*Veröffentlichungen des Instituts für Europäische Geschichte Mainz, Abt. Universalgeschichte*, 150), Mainz 1993.
- (18) Ernst Willi Hansen, *Zur Problematik einer Sozialgeschichte des deutschen Militärs im 17. und 18. Jahrhundert*, Ein Forschungsbericht, in: *ZHF* 6 (1979), 425-460, Bernhard R. Kroener, *Vom „extraordinari Kriegsvolk“ zum „miles perpetuus“*. Zur Rolle der bewaffneten Macht in der europäischen Gesellschaft der Frühen Neuzeit. Eine Forschungs- und Literaturbericht, in: *MGW* 43 (1988), 141-188, Bernhard R. Kroener / Ralf Pröve (Hrsg.), *Krieg und Frieden. Militär und Gesellschaft in der Frühen Neuzeit*, Paderborn 1996, Ralf Pröve, *Zum Verhältnis von Militär und Gesellschaft im Spiegel gewaltsamer Rekrutierungen* (1648-1789), in: *ZHF* 22 (1995), 191-224, 194f. を参照のりよ。 徳本大輔の諸編年の社会史学的な視点への応答としての Jutta

Nowosadko が研究を進めよう。

- (14) Burschel, *Söldner* (註8), 321.
- (15) Michael Sikora, *Disziplin und Desertion. Strukturprobleme militärischer Organisation im 18. Jahrhundert* (*Historische Forschungen* 57), Berlin 1996, 216-254, 368, und Pröve, *Zum Verhältnis von Militär und Gesellschaft* (註8), 328.
- (15) Pröve, *Zum Verhältnis von Militär und Gesellschaft* (註8), 195, und Bernhard R. Kroener, *Wirtschaft und Rüstung der europäischen Großmächte im Siebenjährigen Krieg. Überlegungen zu einem vergleichenden Ansatz*, in: *Friedrich der Große und das Militärwesen seiner Zeit. Mit Beiträgen von Johann Christoph Altmayer-Beck u.a.* (*Vorträge zur Militärgeschichte*, 8), Herford / Bonn 1987, 143-173.
- (15) Bernhard R. Kroener, *Militärischer Professionalismus und soziale Karriere. Der französische Adel in den europäischen Kriegen 1740-1763*, in: ders. (Hrsg.), *Europa im Zeitalter Friedrichs des Großen. Wirtschaft, Gesellschaft, Kriege*, München 1989, 99-132. 中々 Thomas Ertman, *The Sinsews of Power and European State-Building Theory*, in: Stone, *Imperial State at War* (註84), 33-51. も似たような見解を示している。
- (15) 構造的欠陥の包括的な分析は Kunisch, *Mirakel des Hauses Brandenburg* (註16), を参照しよう。
- (15) 理論については Johannes Kunisch, *Friedensidee und Kriegshandwerk im Zeitalter der Aufklärung*, in: ders., *Fürst — Gesellschaft — Krieg* (註14), 131-159.
- (15) Helmut Neuhaus, *Das Problem der militärischen Exekutive in der Spätphase des Alten Reiches*, in: Kunisch (Hrsg.), *Staatsverfassung und Heeresverfassung* (註13), 297-346.
- (15) Johannes Burkhardt, *Religionskriege*, in: *Theologische Realenzyklopädie* (TRE), を参照しよう。現在執筆中である。
- (15) 「キリスト教徒の宿敵のなす残忍な行いを、有効な手段を講じていかに防ぐべきか」。レーゲンスブルクの永久帝国議会では、トルコ戦争の審議がこのような問いかけから始まっている。Reichsgutachten vom 14./4. März 1663 bei Johann Joseph Pachner von Eggenstorf, *Vollständige Sammlung aller von Anfang des noch fürwährenden Teusschen Reichs-Tags de anno*

1663 *big anhero abgefaßen Reichs-Schlisse, Nachdruck der Ausgabe Regensburg 1740*, mit einem Vorwort hrg. v. Karl Otnar Fhr. v. Aretin und Johannes Burkhart (Historia Scientiarum), Hildesheim 1966, Teil 1: Nr. VIII, 13f.

(81) Schulze, *Reich und Türkengefahr* (註61) → Franz Bospach (Hrg.), *Feindbilder. Die Darstellung des Gegners in der politischen Publizistik des Mittelalters und der Neuzeit*, Köln u. a. 1992, 参照の111頁。

(59) 一六、一七世紀に関する研究状況については、三つの宗派それぞれについて学会が催されており、それをまとめた個々の研究書が現時点での見解を代表している。Heinz Schilling (Hrg.), *Die reformierte Konfessionalisierung in Deutschland — Das Problem der ‚Zweiten Reformation‘. Wissenschaftliches Symposion des Vereins für Reformationsgeschichte (Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte, 195)*, Gütersloh 1986. Hans Christoph Rublack (Hrg.), *Die lutherische Konfessionalisierung in Deutschland. Wissenschaftliches Symposion des Vereins für Reformationsgeschichte (Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte, 197)*, Gütersloh 1991. Wolfgang Reinhard / Heinz Schilling (Hrg.), *Die katholische Konfessionalisierung. Wissenschaftliches Symposion der Gesellschaft zur Herausgabe des Corpus Catholicorum und des Vereins für Reformationsgeschichte 1993*, Gütersloh 1995.

(16) 基本文献は今でも Ernst Walter Zeeden, *Die Entstehung der Konfessionen*, München 1965; ders., *Konfessionsbildung. Studien zur Reformation, Gegenreformation und katholischen Reformation*, Stuttgart 1985, 245頁。このテーマに関する研究史に言及する記事はトハネス・ブルクハルトの『*Theologische Revue* 82 (1986), 292-295. → Heinz Schilling, *Literaturbericht „Konfessionsbildung“*, in: *GWU* 42 (1991), 447-463, 779-795, hier 447-451. がある。宗派形成を時代全体の叙述にしようとする試みは、一九九五年の次の文献において、はじめて踏み込んだかたちでなされた。Burkhardt, *Frühe Neuzeit* (註9), Kap. 4: *Konfessionsbildung und Religionskriege*, 84-118.

(16) 政治的にも機能したこれら一連の社会的な動きを「宗派的統一化Konfessionalisierung」という概念で総括したのはラインハルトとシリンクであり、以下に記す彼らの基礎的研究を参照していただきたい。Wolfgang Reinhard, *Konfession und Konfessionalisierung in Europa*, in: ders. (Hrg.), *Bekennnis und Geschichte*, München 1981, 165-189. Ders., *Zwang zur*

- Konfessionalisierung? Prolegomena zu einer Theorie des konfessionellen Zeitalters, in: *ZHF* 10 (1983), 257-277. 以下「Ders., Was ist katholische Konfessionalisierung? in: Reinhard / Schilling (Hrsg.), *Katholische Konfessionalisierung* (註9), 419-452.」  
 以下 Heinz Schilling, *Konfessionskonflikt und Staatsbildung. Eine Fallstudie über das Verhältnis von religiösen und sozialen Wandel in der Frühen Neuzeit am Beispiel der Grafschaft Lippe*. Gütersloh 1981. 以下「研究史の言及も含む。」  
 Heinz Schilling, Die Konfessionalisierung im Reich. Religiöser und gesellschaftlicher Wandel in Deutschland zwischen 1555 und 1620, in: *HZ* 246 (1988), 1-45. 興味深くはあるが、見方が一面的であるがゆえに研究の主要動向を代表するとは言いがたい研究として、Heinrich Richard Schmidt, *Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert* (EdG, 12), München 1992. がある。この著書に対する Wolfgang Reinhard の書評 *ZHF* 22 (1995), 267-269. も重要なものではないが参照の価値がある。  
 (162) 「反カトリシズムは、イギリスの政治文化と政治的イデオロギーの根本をなした」と断じるのは、Jeremy Black, *British Foreign Policy in the Age of Walpole*, Edinburgh 1985, 119. 以下も参照。Manfred Schlenke, *England und das friderizianische Preußen 1740-1763. Ein Beitrag zum Verhältnis von Politik und öffentlicher Meinung in England des 18. Jahrhunderts*, Freiburg i. Br. / München 1963, 198-235. を参照の価値がある。「国民国家の統合イデオロギーたるプロテスタントイデオロギーの貫徹」については Haan / Niedhart, *Geschichte Englands* (註8), Bd. 3, München 1993, 126-132. を参照の価値がある。帝国諸領邦における政治と宗派とのつながりに関しては、基本文献である Anton Schindling / Walter Ziegler (Hrsg.), *Die Territorien des Reiches im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung*, 6 Bde., Münster 1989-1996. を参照の価値がある。  
 (163) 例として Wolfgang Behringer, *Politiker und Zelanten. Zur Typologie innenpolitischer Konflikte in der Frühen Neuzeit*, in: *ZHF* 22 (1995), 455-494, bes. 494. を参照の価値がある。論争の報道に対しては政治的な制限が加えられたが、まったくの不成功に終わった。以下は「Esther-Beate Körber, *Kommunikationsformen der Frühen Neuzeit. Teilnehmer, Formen, Institutionen und Entscheidungen öffentlicher Kommunikation im Herzogtum Preußen von 1525 bis 1618*, Habil. masch. FU Berlin 1993, 327. を扱ったもの。」  
 (164) Konrad Reggen, What is a 'Religious War?', in: *Politics and Society in Reformation Europe. Essays for Sir Geoffrey Elton on his*

- 65th birthday. London 1987, 311-328, hier 313. は「少しちがう見方をしている。概念規定に際して、レプゲンは宗教的な正当性と動機とを厳格に区分しようとしてくるようであるが、戦争の類発と宗教との関係を問う場合には、実用的なイデオロギー概念があればそれで十分である。Andreas Kraus, Das Problem des Glaubenskrieges bei den bayerischen Kanonisten der Barockzeit, in: *Politik und Konfession. Festschrift für Konrad Repgen zum 60. Geburtstag*, Berlin 1983, 101-122. ♪参照のナラバ。
- (195) Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註1) 中の「三十年戦争は宗教戦争だったのか」の章 128-177. を参照のナラバ。
- (196) Johannes Burkhardt, Reformations- und Lutherfeiern, in: Dieter Düding / Peter Friedemann / Paul Münch (Hrsg.), *Öffentliche Festkultur*, Reinbek 1988, 212-236, hier 213. Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註1), 128-132. ♪ふつじつ 圖々の史じつとトト Ruth Kasner, *Geistlicher Rauffhandel. Illustrierte Flugblätter zum Reformationsjubiläum 1617*, Frankfurt a. M. 1982. ♪ 此た最近の研究として Ulrike Dorothea Hänisch, „*Confessio Augustana triumphans*“. *Funktionen der Publizistik zum Confessio-Augustana-Jubiläum 1630. Zeitung, Flugblatt, Flugschrift*. Frankfurt a.M. 1993.
- (197) Hans Heberle, Zeytregister, Bl. 8, ediert als: Gerd Zilhardt, *Der Dreißigjährige Krieg in zeitgenössischer Darstellung*, Ulm 1975, 93.
- (198) Wolfgang Harms (Hrsg.), *Deutsche illustrierte Flugblätter des 16. und 17. Jahrhunderts. Die Sammlung der Herzog-August-Bibliothek in Wolfenbüttel*, Bd. 2: *Historica*, München 1980, Nr. 217-221 und passim. スノートルン四史じつとトト 反教皇の宗派を論拠とするプロバガンダが展開された。ナレじつとトト規時史じつとトト Findeisen, Eine „fromme“ deutsche Legende (註57) を参照のナラバ。
- (199) Robert Bireley, The Thirty Years War as Germany's Religious War, in: Repgen, *Krieg und Politik* (註5), 85-106. ナ ンボナは別の視点の研究じつとトト ders., Confessional Absolutism in the Habsburg Lands in the Seventeenth Century, in: Charles W. Ingrao (Hrsg.), *State and Society in Early Modern Austria*, West Lafayette (Indiana) 1994, 36-53. ♪参照のナラバ。『辭彙 bellum sacrum』じつとトトの基本文獻は James T. Johnson, *Ideology, Reason and the Limitation of War. Religious and Secular Concepts 1200-1740*, Princeton (N.Y.) 1975. ♪参照。

- (170) Heinz Schilling, Formung und Gestalt des internationalen Systems in der werdenden Neuzeit – Phasen und bewegende Kräfte, in: Peter Krüger (Hrsg.), *Kontinuität und Wandel in der Staatenordnung der Neuzeit. Beiträge zur Geschichte des internationalen Systems*, Marburg 1991, 19-47. Heinz Schilling, Konfessionalisierung und Formierung eines internationalen Systems während der Frühen Neuzeit, in: Hans R. Guggisberg / Gottfried G. Knodel (Hrsg.), *Die Reformation in Deutschland und Europa: Interpretation und Debatten (Archiv für Reformationsgeschichte, Sonderband)*, Gütersloh 1993, 591-613, ders., Die konfessionellen Glaubenskriege und die Formierung des frühmodernen Europa, in: Peter Hermann (Hrsg.), *Glaubenskriege in Vergangenheit und Gegenwart*, Göttingen 1996, 123-139. 原注<sup>174)</sup> Holger Thomas Graf, *Konfession und internationales System. Die Außenpolitik Hessen-Kassels im konfessionellen Zeitalter (Quellen und Forschungen zur hessischen Geschichte, 94)*, Darmstadt / Marburg 1993, 331-348. 本<sup>175)</sup> 書を裏付ける研究はあり、システム理論をよりきめ細かく論じている。その際<sup>176)</sup>の著書には、まだ問題点の多い国家概念の代わりに「アクター・Akteuren」という概念が用いられている。
- (171) 詳細<sup>174)</sup> Johannes Burkhardt, Konfession als Argument in den zwischenstaatlichen Beziehungen. Friedensschancen und Religionskriegsgefahren in der Entspannungspolitik zwischen Ludwig XIV. und dem Kaiserhof, in: Duchhardt, *Rahmenbedingungen* (註<sup>174)</sup>), 135-154. 参照<sup>175)</sup>。
- (172) Burkhardt, *Abschied vom Religionskrieg* (註<sup>173)</sup>), 369-374.
- (173) Heinz Duchardt, Die Konfessionspolitik Ludwigs XIV. und die Aufhebung des Edikts von Nantes, in: Heinz Duchardt (Hrsg.), *Der Exodus der Hugenotten. Die Aufhebung des Edikts von Nantes 1685 als europäischen Ereignis*, Köln / Wien 1985, 29-52. 参照<sup>174)</sup>。
- (174) Burkhardt, *Abschied vom Religionskrieg* (註<sup>173)</sup>)
- (175) Manfred Schlenke, *England und das friderizianische Preußen* (註<sup>174)</sup>) を参照<sup>175)</sup>。
- (176) 帝国宗派法の發生に關しては、卓越した分析をしようとする Martin Heckel, *Deutschland im konfessionellen Zeitalter*, Göttingen 1983, 2 等., Konfession und Reichsverfassung, in: Paolo Prodi (Hrsg.), *Glaube und Eid (Schriften des Historischen Kollegs,*

- Kolloquien 28), München 1993, 69-96, や' さしつ 特じ Martin Heckel, Die katholische Konfessionalisierung im Spiegel des Reichskirchenrechts, in: Reppen / Schilling (Hrsg.), *Katholische Konfessionalisierung* (註21), 184-227, や参照のらじ。
- (177) 現在では、' 时期的な区分たしつじゆを細かく論じられしゆじゆ。 Wolfgang Reinhard, Was ist katholische Konfessionalisierung? in: Reinhard / Schilling (Hrsg.), *Katholische Konfessionalisierung* (註21) 419-452, 437. ゆふじ参照や' あし Ole Peter Grell / Jonathan I. Israel / Nicholas Tyacke (Hrsg.), *From Persecution to Toleration. The Glorious Revolution and Religion in England*, Oxford 1991.
- (178) ユグノーの移民についてはよく引用されるが、彼らにとどまらず、例えばロンドンでは、一六六九年以降特権を授与されたドイツ系ルター派の信者団体についても、' さらしに一六八九年に寛容法が施行された後には、' 外国からのすべての移民信者団体について、' のらじが' 記せる。 Susanne Steinmetz, The German Churches in London, 1669-1914, in: Pankos Panayi (Hrsg.), *Germans in Britain since 1500*, London / Rio Grande 1996, 49-226, 50, や参照のらじ。
- (179) Johannes Burkhardt, Das Haus, der Staat und die Ökonomie. Das Verhältnis von Ökonomie und Politik in der neuzeitlichen Institutionengeschichte, in: Gerhard Göhler (Hrsg.), *Die Rationalität politischer Institutionen – Interdisziplinäre Perspektiven*, Baden-Baden 1990, 169-186, や参照のらじ。
- (180) マルクス主義やブローデルに由来する、' この時代遅れの解釈に' じつは Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註11), 178-180, を参照のらじ。
- (181) Jonathan I. Israel, *The Dutch Republic and the Hispanic World* (註20). Ders., *Dutch Primacy in World Trade, 1585-1740*, Oxford 1989. Ders., *Empires and Entrepreneurs* (註10).
- (182) Elliot, *Foreign Policy and Domestic Crisis* (註24), 193, から引用。
- (183) 例え' Michael Roberts, *The Swedish Imperial Experience 1560-1780*, Cambridge 1979, 36, は、' 正當じゆ' 経済的要因に還元する近年のスウェーデンの歴史研究に対して反対の立場をとっている。スウェーデンの政策の目的は、' ロシア市場へ通じる交易路の獲得であった、' とのアットマンのテーゼ (Artur Atman, *The Russian and Polish Markets in International Trade*

- 1500-1650, Göteborg 1973) やるべき種々のことば、やるべきことを的確に分析した記事や著者の Stefan Troebst, Debating the Mercantile Background to Early Modern Swedish Empire-Building: Michael Roberts, versus Artur Altman, in: *EHQ* 24 (1994), 485-509. やるべき論議のりゅう。
- (87) Giermann, *Geschichte Rußlands* (註5), Bd.1, 191. やるべき論議ややるべき種々のりゅう Hans-Joachim Torke, Staat und Gesellschaft in Rußland im 17. Jahrhundert als Problem der europäischen Geschichte, in: Klaus Zernack, *Handbuch der Geschichte Rußlands* (註5), Bd.2, 1, 200-213, 207. Elisabeth Harder-Gersdorff, Rußlands Wirtschaft und der Westen in der Frühen Neuzeit: ein Lehrstück?, in: *Was ist Gesellschaftsgeschichte? Positionen, Themen und Analysen*, hrsg. v. Manfred Hettling u. a. München 1991, 91-101.
- (88) Julia Oswalt, Die inneren Reformen 1700-1725, in: Zernack, *Handbuch der Geschichte Rußlands* (註5), Bd.2, 1, 296-348, 316-333. やるべきに Erich Donnert, Peter (I) der Große, in: Torke, *Die russische Zaren* (註5), 155-178, 167. やるべきのりゅう。
- (89) Johannes Burkhardt, Jubiläumsvortrag Anton Fugger, in: ders. (Hrsg.), *Anton Fugger (1493-1560). Vorträge und Dokumentation zum fünfthunderjährigen Jubiläum*, Weidenhof 1994, 137-150, 139-142. やるべきに ders. (Hrsg.), *Augsburger Handelshäuser im Wandel des historischen Urteils (Colloquia Augustana. 3)*, Berlin 1996, bes. die Einleitung 11-13. やるべきのりゅう。
- (90) Maximilien de Béthune, *Duc de Sully, Mémoires des sages et royaleséconomies d'état, domestiques et militaires de Henri le Grand* (1634), hrsg. v. Joseph F. Michaud, Paris 1837. やるべきに ders. Burkhardt, *Wirtschaft* (註6), 567. やるべきのりゅう。
- (91) やるべきのりゅうに對するやるべきのりゅう Hamm Klueuing, *Die Lehre von der Macht der Staaten. Das außenpolitische Machtproblem in den Wissenschaften und in der praktischen Politik im 18. Jahrhundert (Historische Forschungen, 29)*, Berlin 1986, 180-221. やるべきのりゅう。
- (92) John Brewer, *The Sinews of Power. War, money and the English state 1688-1783*, London 1989, 25, 135, 250. やるべきテーマに關する議論や一冊に於ける Stone, *Imperial State at War* (註4) のうち、序文とブリュアの論文以外に参照すべきは Erman, *The Sinews of Power* (註5) である。一六八八年以降のイギリスのエリートは、過保護なまでに國家の干渉から守られ



ねばならなかった一方で、彼らはその国家を、まさしく徴税力と行政の点において相当規模の戦争が可能なまでに拡大させた。このことは時に「ブリュア・パレードックス」として知られるが、その際、彼らの領域支配と対立した商社の特殊利害をも合わせて考えねばならならぬ。これにうつつは Förster, *Die mächtigen Diener der East India Company* (註 52), und ders., *Handelsmonopol und Territorialherrschaft. Die Krise des East India Company, 1784-1813*, Bamberg 1991. や 参照 51 ヲ。

(60) Eli F. Heckscher, *Der Merkantilismus*, 2. Bde, Jena 1932. 1) の 序に 後述の 議論に ついて Burkhardt, *Das Haus, der Staat und die Ökonomie* (註 61) や 参照 51 ヲ。

(61) Keith Tribe, *Governing Economy. The Reformation of German Economic Discourse 1750-1840*, Cambridge 1988, und ders., *Strategies of Economic Order. German Economic Discourse 1750-1950*, Cambridge 1995, darin Kap. 2: Cameralism and the science of government, 8-31.

(62) Johannes Burkhardt, *Wirtschaft*, in: Otto Brunner / Werner Conze / Reinhart Koselleck (Hrsg.), *Geschichtliche Grundbegriffe* (註 58), Bd.6, Stuttgart 1992, 511-594. Ders., *Der Begriff des Ökonomischen in wissenschaftsgeschichtlicher Perspektive*, in: Norbert Waszek (Hrsg.), *Die Institutionalisierung der Nationalökonomie an deutschen Universitäten. Zur Erinnerung an Klaus Hinrich Hennings*, St. Katharinen 1988, 55-76.

(63) 三十年戦争の 戦後 復興に ついて Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註 61), 178-197. 2) 3) 4) Heiner Haan, *Prosperität und Dreißigjähriger Krieg* in: GG 7 (1981), 91-118. Miroslaw Hroch, *Wirtschaftliche und gesellschaftliche Voraussetzungen des Dreißigjährigen Krieges. Einige Überlegungen zu einem offenen Problem*, in: Repgen, *Krieg und Politik* (註 64), 133-150. Kersten Krüger, *Dänische und schwedische Kriegsfinanzierung im Dreißigjährigen Krieg bis 1635*, in: Repgen, *Krieg und Politik* (註 64), 275-298. や 参照 51 ヲ。

(64) 註 63 参照 4) 5) 6) Winfried Schulze, *Reich und Türkengefahr* (註 62), 363, 3) Brewer, *Sinews* (註 65), 148-149。

(65) Brewer, *The Eighteenth-Century British State* (註 58), 54.

- (196) デモステネスやキケロの先例を別にすると、これは、フランス軍に仕官した傭兵隊長ジャン・ジアーコモ・トリブルツイオ（一四三二—一五一八）の言葉であると言われるが、皇帝軍のライモンド・モンテクッコリ將軍（一六〇九—一六八〇）他も同じ言葉を残している。
- (197) 以下の叙述のごとくは Johannes Burkhardt, Der Umbruch der ökonomischen Theorie, in: August Nitschke (Hrsg.), *Verhaltenswandel in der Industriellen Revolution. Beiträge zur Sozialgeschichte*, Stuttgart 1975, 57-72. ※参照: 〇〇〇〇 Johannes Kunisch, *Absolutismus. Europäische Geschichte vom Westfälischen Frieden bis zur Krise des Ancien Régime*, Göttingen 1986, Kap 7, 97-117. ※ 〇〇〇 論や政治史叙述に引用している。
- (198) Thomas Mun, *England's Treasure by Foreign Trade*, London 1713, 51. ※参照: 〇〇〇〇
- (199) 〇〇〇〇の著者である Heinz Duchardt, *Das Zeitalter des Absolutismus (OGG, 11)*, München 1989, 70. ※参照: 〇〇〇〇
- (200) Kathleen Wilson, *Empire of Virtue. The Imperial Project and Hannoverian Culture 1720-1785*, in: Stone, *Imperial State* (註 28), 128-164. ※参照: 〇〇〇〇
- (201) Konrad Repgen, Die zollpolitischen Regelungen der Friedensverträge von 1648 mit Frankreich und Schweden, in: *Wirtschaft, Gesellschaft, Unternehmen* (註 25), 303-322. ※参照: 〇〇〇〇
- (202) 〇〇〇〇の著者 Ingomar Bog, *Der Reichsmerkantilismus*, Stuttgart 1959. 〇 Fritz Blauch, *Die Wirtschaftspolitik des Reichstags im Heiligen Römischen Reich*, Stuttgart 1970. ※参照: 〇〇〇〇
- (203) Bog, *Der Reichsmerkantilismus* (註 25), 135. ※ 〇〇〇〇
- (204) David Humé, *Of the Jealousy of Trade* (1752). *Essays Moral, Political and Literary* VI., in: ders., *The Philosophical Works*, hrsg. v. Green und Grose, London 1882, ND 1964. Burkhardt, *Der Umbruch der ökonomischen Theorie* (註 25), ders., *Wirtschaft* (註 25) ※参照: 〇〇〇〇 註 25 中 〇〇〇〇 Thomas Niedling, *Aufklärung – Naturrecht – Ökonomie. Der Physiokrat Johann August Schlettwein (1731-1802)*. ※参照: 〇〇〇〇
- (205) Karl Polanyi, *The Great Transformation. Politische und ökonomische Ursprünge von Gesellschaften und Wirtschaftssystemen* (1944),

Frankfurt a. M. 1977, 17.

(206) ハの語にのこるにせ Burkhardt, Alte oder neue Kriegsursachen? (註24) を参照のハナ。

(207) Maximilian I., *Theuerdank*, Nürnberg (実録の刊行場所をニホルンベルクではなく、マックスブルクのシエーンズルカー・Schönsperger 社にせぬ) 1517, nach der Faksimile-Ausgabe hrsg. v. Horst Appuhn (Die bibliophilen Taschenbücher, 121), Dortmund 1979, 35 (Kap. 8).

(208) Jan-Dirk Müller, *Gedechtnus. Literatur und Hofgesellschaft um Maximilian I.*, München 1982. 特' 詩歌' 知識史' メンハイム政治の各領域で基本となる研究なので参照のハナ。メンハイム史の基礎知識にのこるにせ Hagen Keller u. a. (Hrsg.), *Pragmatische Schriftlichkeit im Mittelalter. Erscheinungsformen und Entwicklungsstufen*, München 1992. を参照のハナ。

(209) Michael Philipp, *Das Regentenbuch' des Mansfelder Kanzlers Georg Lauterbeck. Ein Beitrag zur politischen Ideengeschichte im Konfessionellen Zeitalter*, Augsburg 1996, 117.

(210) Jörn Rüsen, *Historische Orientierung*, Köln / Weimar / Wien 1994, 223f. 註代に述べたやと細から分析にのこるにせ Otto Gerhard Oexle, *Memoria als Kultur*, in: ders. (Hrsg.), *Memoria als Kultur*, Göttingen 1995, 9-78. を参照のハナ。

(211) ハの議論の発端にのこるにせ Reinhart Koselleck, *Vergangene Zukunft*, 4. Aufl., Frankfurt a. M. 1985. へ Johannes Burkhardt, Strukturelemente der neuen historischen Wissenschaft, in: August Nischke (Hrsg.), *Verhaltenswandel in der Industriellen Revolution. Beiträge zur Sozialgeschichte*, Stuttgart 1975, 73-91. hier 73-76. を参照のハナ。歴史意識の相関にのこるにせ Reimer Hansen, Die wissenschaftsgeschichtlichen Zusammenhänge der Entstehung und der Anfänge der modernen Geschichtswissenschaft, in: ders. / Wolfgang Ribbe (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft in Berlin im 19. und 20. Jahrhundert. Persönlichkeiten und Institutionen*, Berlin / New York 1992, 3-44, 35. を参照のハナ。

(212) Jürgen Kuczynski, *Geschichte des Alltags des deutschen Volkes, Bd. 1: 1600-1650*, Köln 1984, 214. へ Winfried Schulze, *Deutsche Geschichte im 16. Jahrhundert*, Frankfurt a. M. 1987. を' xvの頁に Moderne Deutsche Geschichte Bd. 1, 292-300. を参照のハナ。

(213) Burkhardt, *Frühe Neuzeit* (註9), 366.

- (214) Tschopp, *Heilsgeschichtliche Deutungsmuster* (註 5), 277-301.
- (215) Almut Bues (Hrsg.), *Eine schwierige Erbschaft. Die Verhandlungen nach dem Tode Herzog Jakobs von Kurland 1682 / 83*, Wiesbaden 1995, 8f. (Einleitung).
- (216) 吉田 邦 彦 Jean-Marie Moeglin, Dynastisches Bewußtsein und Geschichtsschreibung. Zum Selbstverständnis der Wittelsbacher, Habsburger und Hohenzollern im Spätmittelalter, in: *HZ 256* (1993), 593-635, 632. に 4 段。
- (217) 川の 川 子 氏 Moeglin (註 26) の テーゼ の 中 心 を な っ て い る。
- (218) 一 五 九 八 年 か ら 一 六 一 三 年 ま じ め の 混 乱 期、リネーリウ朝からロマノフ朝へと移行する際、川の 川 子 氏 の ような改竄と隠蔽が行われたこと。Hans-Joachim Torke (Hrsg.), *Die russischen Zaren 1547-1917*, München 1995, 7-26, 7 段, 2 段, zur russischen Publizistik der Zeit, in: Zernack, *Handbuch der Geschichte Russlands* (註 2), 63-67, 4 段 参 照 ① ② ③。
- (219) 基 本 研 究 ④ ⑤ ⑥ Dieter Mertens, Geschichte und Dynastie — zu Methode und Ziel der „Fürstlichen Chronik“ Jakob Mennels, in: Kurt Andermann (Hrsg.), *Historiographie am Oberrhein im späten Mittelalter und in der Frühen Neuzeit*, Sigmaringen 1988, 121-153, hier besonders 124f., 141. 4 段 ① ② Moeglin (註 26), 624 und 630. 4 段 参 照 ① ② ③。
- (220) Nolker Hammerstein, Geschichte als Arsenal. Geschichtsschreibung im Umfeld deutscher Humanisten, in: August Buck u. a. (Hrsg.), *Geschichtsbewußtsein und Geschichtsschreibung in der Renaissance*, Leiden u. a. 1989, 19-32, 29.
- (221) Hammerstein, Geschichte als Arsenal (註 20), 32.
- (222) Karl Schulz, Medaillen auf die Belagerung Wiens durch die Türken im Jahr 1683 und die Geschehnisse des Türkenkriegs, in: *Die Türken vor Wien. Europa und die Entscheidung an der Donau, Ausstellungskatalog des Historischen Museums der Stadt Wien*, Salzburg / Wien 1983. 4 段 参 照 ① ② ③。
- (223) Alfred Ritter von Arneth (Hrsg.), *Die Relationen der Botschafter Venedigs über Österreich im 18. Jahrhundert* (Fontes rerum Austriacarum, Abt. 2, 22), Wien 1863, 221.
- (224) Franz Bosbach, Der französische Erbfeind. Zu einem deutschen Feindbild im Zeitalter Ludwigs XIV., in: ders., *Feindbilder* (註 28),

117-139. を参照のらじ。

- (225) 例えは一八世紀では、帝国副書記長コロレドがフランスのことをオーストリアの「はじめからの von Anbeginn」宿敵と呼び、後にマリア・テレジアは「わが大公家のかねてからの宿敵 bisheriger Erbfeind meines Erzhause」と呼ぶ。Burkhardt, *Geschichte als Argument in der habsburgisch-französischen Diplomatie. Der Wandel des frühneuzeitlichen Geschichtsbewusstseins in seiner Bedeutung für die Diplomatische Revolution von 1756*, in: Rainer Babel (Hrsg.), *Frankreich im europäischen Staatensystem der Frühen Neuzeit*, Sigmaringen 1995, 191-217, 203, 209, 214. ぶあを引用を参照のらじ。
- (226) Arsène Legrelle, *La diplomatie française et la succession d'Europe*, Paris 1892, Bd.4, 816-819. じ Burkhardt, *Geschichte als Argument* (註23), 197f. ぶあを引用を参照のらじ。
- (227) Hans Schmidt, *Philipp Wilhelm von Pfalz-Neuburg (1615-1690) als Gestalt der deutschen und europäischen Politik des 17. Jahrhunderts*, Düsseldorf 1973, Bd.1, 151. ぶあを引用を参照のらじ。
- (228) Jeremy Black, *Natural and Necessary Enemies. Anglo-French relations in the eighteenth century*, London 1986.
- (229) Gustaf III. an Nolcken, 5. Mai 1788, in: Andreas Bode, *Die Flottenpolitik Katarinas II. und die Konflikte mit Schweden und der Türkei (1768-1792)*, Wiesbaden 1979, Dokument Nr.6, 54, 232. ぶあを引用を引用を模倣したらじ。
- (230) Claus Scharf, *Katharina II., Deutschland und die Deutschen*, Mainz 1995, 351. やあを参照のらじ。ケインのジャーナリズムで「それにならじ」の戦争でむじろ七年戦争じろの模範を語らじらじを感じらじ。
4. August 1790, hrsg. v. Björn R. Kommer (Hrsg.), *Im Blickpunkt der Zeit. Gustav III. von Schweden, Städtische Kunstsammlungen Augsburg*, 1995, 72.
- (231) Johann Carion, *Chronik. In der Überarbeitung von Philipp Melancthon 1532. Auszug der Zentralstellen bei Burkhardt, Frühe Neuzeit* (註20), 22.
- (232) Carion (註20), 22. には「それゆえ歴史書は帝王卒の書にならじ、さう呼ばれなはならじ」とある。
- (233) Hans Werner Goetz, *Geschichte als Argument. Historische Beweisführung und Geschichtsbewusstsein in den Streitschriften*

- in den Investiturstreit, in: *HZ* 245 (1987), 31-69. ヲ Johannes Burkhardt, Die Anfänge des europäischen Konservatismus. Frühkonservative Argumentationsformen in der päpstlichen Diplomatie der Ära Torrigiani (1758-1769), in: *Festsgabe Heinz Hirten zum 60. Geburtstag*, Frankfurt a. M. 1988, 335-358. ヲ参照シヨ。
- (232) Instruktion von Staatssekretär Torrigiani für Borromeo und Visconti 1767, Archivio Segreto Vaticano, Arch. Nunz. Vienna 55, f. 223-234, zit. 224.
- (234) 引用箇所ヲ Silvia Mazura, *Die preußische und österreichische Kriegspropaganda im Ersten und Zweiten Schlesischen Krieg* (*Historische Forschungen*, 58), Berlin 1996, 63. ヲ参照シヨ。
- (235) ヲレハ Reggen, *Kriegslegitimationen* (註13), 36-39. と異なる見解である。レプゲンが考察してゐるのは、「正当な戦争 bellum iustum 説を適用するにあつて歴史の実例が果たした機能」であり、彼の考えによれば、先例はもとより「何かを証明する」ものではなく「何かを具象化する」ものであるとされ、一般的にそれは「裝飾のたぐひであつて、支柱もしくは土台ではなかつた」。こうした布告がどれほど早い時期に印刷されたかにつては——もとより取り上げられた布告には、先例が挙げられてゐないのだが——、現在では Konrad Reggen, *Die politischen Einblattdrucke der Mainzer Stiftsfelde in deutscher Sprache* (1461-1462), in: *Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte* 46 (1994), 281-321. ヲ参照シヨ。
- (236) Andreas Horndorff, *Promtuarium Exemplorum Oder Historien und Exempelbuch*, 2. Teil, Leipzig 1623, 175. Tschopp, *Heilsgeschichtliche Deutungsmuster* (註55), 103. ヲ参照シヨ。
- (237) 戦争の教説を論じる章が、異なる版のところにあるかにつては Philipp (註20), 120 und 121. ヲ参照シヨ。
- (238) 古い歴史観がその後を用いられたらつては、例えは Karl Georg Faber, *Zur Instrumentalisierung historischen Wissens in der politischen Diskussion*, in: Reinhart Koselleck u. a. (Hrsg.), *Objektivität und Parteilichkeit in der Geschichtswissenschaft* (*Beiträge zur Historik*, 1), München 1977, 270-319, besonders 281-292. ヲ参照シヨ。 Jörg Calließ, *Geschichte als Argument*, in: Klaus Bergmann (Hrsg.), *Handbuch des Geschichtsdiaktik*, Düsseldorf 1985, 55-59. ヲ参照シヨ。
- (239) Johannes Burkhardt, *Kriegsgrund Geschichte? 1870, 1813, 1756 — historische Argumente und Orientierungen bei Ausbruch des*

- Ersten Weltkrieges, in: Johannes Burkhart / Josef Becker / Stig Förster / Günther Kronenbitter, *Lange und kurze Wege in den Ersten Weltkrieg. Vier Augsburger Beiträge zur Kriegsursachenforschung (Schriften der Philosophischen Fakultät der Universität Augsburg, 49)*, München 1996, 9-86, 84f.
- (240) Burkhart, *Geschichte als Argument* (註23), 209-215. 以下で行った分析を知らぬまま、異なる見解を表明した研究として Lothar Schilling, *Kaunitz und das Renversement des alliances. Studien zur außenpolitischen Konzeption Wenzel Antons von Kaunitz (Historische Forschungen, 50)*, Berlin 1994, 302-326. がある。また静的な思考をしていく頃の若きカウニッツに関しては、両者のアプローチは一致しているのだが、例えばは教会政策に現れているように、後のカウニッツが革新意識を持つたこととまた合わせて評価せねばならぬであろう。Burkhart, *Die Anfänge des europäischen Konservatismus* (註232) を参照のこと。また現在、Lothar Schilling, *Wie revolutionär war die Diplomatische Revolution? Überlegungen zum Charakter des Bündniswechsels von 1756*, in: *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte, NF 6* (1996), 163-202. が私のテーゼに批判を加えているので参照された。
- (241) Burkhart, *Reformations- und Lutherfeiern* (註16) ならびに Burkhart, *Dreißigjähriger Krieg* (註17), 128-132. ならびに Kaster (註19), Tschopp, *Heilsgeschichtliche Deutungsmuster* (註5), 33, 60f., 70, 73, 153, Hänisch, „Confessio Augustana triumphans“ (註16) を参照のこと。現在ではこれを補ってのち Hans-Dieter Schmid, *Reformations- und Lutherfeiern in Hannover 1617-1883*, in: ders. (Hrsg.), *Feste und Feiern in Hannover*, Bielefeld 1995, 57-83. を参照。
- (242) Joachim Hofmann, *Regelmäßigkeiten der Weltgeschichte oder: Frieden ist nicht möglich*, Köln 1991.
- (243) Johannes Burkhart, *Alte oder neue Kriegsursachen? Die Kriege Bismarcks im Vergleich zu den Staatsbildungskriegen der Frühen Neuzeit*, in: Walther L. Bernecker / Volker Dotterweich (Hrsg.), *Deutschland in den Internationalen Bedingungen des 19. und 20. Jahrhunderts. Festschrift für Josef Becker zum 65. Geburtstag (Schriften der Philosophischen Fakultät der Universität Augsburg, 50)*, München 1996, 43-69. を文中に引用した文献を含めて参照のこと。
- (244) Schroeder (註2) ならびに Paulmann (註17), 346 u. 360. を参照のこと。

(245)

Immanuel Geiss unter Mitarbeit von Gabriele Intemann, *Der Jugoslawienkrieg (Brennpunkt Geschichte)*, Frankfurt a. M. 1993, 49. この問題を扱う同時代史の研究として初めての専門文献である。類似点については Burkhardt, *Der Dreißigjährige Krieg als frühmoderner Staatsbildung* (註 22), 487. を参照のこと。

(すずき ただし・本学法学部助教授)